

平成31年3月清須市議会定例会会議録

平成31年3月4日、平成31年3月清須市議会定例会は清須市役所議事堂に招集された。

1. 開会時間

午前 9時30分

2. 出席議員

1番	松岡繁知	2番	山内徳彦
3番	富田雄二	4番	下堂菌稔
5番	浅野富典	6番	松川秀康
7番	大塚祥之	8番	小崎進一
9番	飛永勝次	10番	野々部享
11番	岡山克彦	12番	林真子
13番	加藤光則	14番	高橋哲生
15番	八木勝之	16番	伊藤嘉起
17番	岸本洋美	18番	久野茂
19番	白井章	20番	浅井泰三
21番	成田義之	22番	天野武藏

計 22名

3. 欠席議員

なし

4. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者は次のとおりである。

市	長	永田純夫		
副市	長	葛谷賢二		
教	育	長	齊藤孝法	
企	画	部	長	宮崎稔
総	務	部	長	平子幸夫

市民環境部長
健康福祉部長
建設部長
会計管理者
教育部長
監査委員事務局長
企画部次長兼企画政策課長
総務部次長兼税務課長
市民環境部次長兼産業課長
健康福祉部次長兼高齢福祉課長
健康福祉部次長兼子育て支援課長
建設部次長兼新清洲駅周辺まちづくり課長
次長兼会計課長
教育部次長兼学校教育課長
総務部参事
建設部参事
建設部参事
人事秘書課長
防災行政課長
財政課長
収納課長
市民課長
保険年金課長
生活環境課長
西枇杷島市民サービスセンター所長
清洲市民サービスセンター所長
春日市民サービスセンター所長
社会福祉課長
健康推進課長

栗本和宜
福田晃三
加藤三章
寺井秀樹
加藤秀樹
間下伸一
河口直彦
吉田敬
石田隆
森川治美
加藤久喜
永渕貴徳
三輪晃司
丹羽久登
森高邦博
横井仁一
鈴木貴博
舟橋監司
後藤邦夫
岩田喜一
三輪好邦
伊藤嘉規
浅野英樹
島津行康
岩花竜章
葛山悟
日比野鋭治
鹿島康浩
佐古智代

土 木 課 長
都 市 計 画 課 長
上 下 水 道 課 長
生 涯 学 習 課 長
ス ポ ー ツ 課 長
学校給食センター管理事務所長

飯 田 英 晴
長 谷 川 久 高
菅 野 淳
近 藤 修 好
石 黒 直 人
吉 田 剛

5. 本会議に職務のために出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長
議 事 調 査 課 長
議 事 調 査 課 係 長

浅 田 克 幸
高 山 敬
石 黒 真 一

6. 会議事件は次のとおりである。

日程第 1 一般質問

(傍聴者 8名)

(時に午前 9時30分 開会)

議長 (伊藤 嘉起君)

おはようございます。平成31年3月清須市議会定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は22名でございます。

本日の会議を開きます。

2月28日の本会議に引き続き、日程第1、一般質問を議題といたします。

2月28日の本会議で、8人の方の一般質問が終了いたしておりますので、残っております議員の一般質問を通告の順序に従い、発言を許可いたします。

最初に、小崎議員の質問を受けます。

小崎議員。

< 8番議員 (小崎 進一君) 登壇 >

8番議員 (小崎 進一君)

皆さん、おはようございます。

議席8番、清政会、小崎進一でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告どおり一般質問させていただきます。

私のほうからは、大きく2つ質問させていただきます。

1つ目、交通安全対策について。

清須市内の交通事故発生状況として、人身事故発生件数は、毎年約300件から400件と決して少ない数字ではございません。しかしながら、平成24年と平成29年を比べますと、人身事故発生件数は496件から331件と減少しています。これは、市、警察、各種関係団体による啓発活動の効果及び市民の皆様の努力によるものであると感謝いたしております。

さて、今後の見通しとしては、自動車については、技術革新により自動運転が近い将来実現されることで、交通事情が大きく変化することが予想されます。また、自転車については、高齢化社会の中で、運転免許証の自主返納などによる自転車利用の増加が見込まれます。また、電動アシスト自転車の普及により、自分の感覚よりも思った以上にスピードが出るケースや健康志向のためサイクリングを楽しまれる方が増えたように感じます。

そうした中で、自転車による人身事故も件数が増えてきているとお聞きしています。最悪の場合、事故で相手を死傷させて、高額な賠償を命じられた判決も出ております。今まで以上に自転

車を利用される方のマナーの向上が必要と感じます。このような現状において、本市として今後どのような対策をお考えでしょうか。

大きく2つ目、道路管理する上での将来の問題について。

法務省は2月8日、所有者不明の土地が増えている問題を解消するため、民法と不動産登記法を見直すと発表しました。相続登記の義務化や所有権の放棄を認める制度の創設、遺産分割の話合いができる期間の制限などが柱となるという新聞記事が出ておりました。現在は相続登記は任意で、登記するかどうかは相続人の判断に委ねられており、長年放置されれば、法定相続人がわからなくなったり、法定相続人が増え過ぎて、事実上、手続きが困難になるケースも出ております。そうした中で、道路内の民地についてお伺いいたします。

①位置指定道路の状況把握について

②道路認定されている道路の民地について、まちづくりを推進していく中で影響はありますか。

③固定資産税・都市計画税納税通知書に非課税資産の記載はどのようになっていますか。

以上、ご答弁よろしくお願いたします。

議長（伊藤 嘉起君）

最初に、1の質問に対し、後藤防災行政課長、答弁。

防災行政課長（後藤 邦夫君）

防災行政課、後藤でございます。

それでは、質問についてお答えをさせていただきます。

自転車の運転マナーについてでございますが、市交通安全協会、西枇杷島警察署の指導のもと、交通安全の意識を高め、自転車の正しい乗り方を学習するため、年1回、市内8小学校の3年生を対象に自転車教室を実施しているところでございます。

また、新川高校では、西枇杷島警察署による新1年生への自転車のマナーなどの交通安全教室を開催しております。

しかしながら、自転車の運転マナーについての児童・生徒に関する平成30年の西枇杷島警察署管内の指導警告などの交付状況は、一旦停止や通行区分違反などの警告件数、小学生9件、中学生237件、高校生573件となっており、年々増加傾向にあります。また、自転車による人身事故も管内では増加傾向にございます。

マナー違反運転の取り締まりや指導は、警察において実施されるものでありますが、市においては、交通安全教室などを通じて、引き続き啓発に努めてまいります。

今後も繰り返しになりますが、市交通安全協会や西枇杷島警察署と協力し合い、出前講座等の交通安全教室等で、粘り強く、自転車の交通ルールについての啓発を強化してまいります。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

小崎議員。

8番議員（小崎 進一君）

最近の自転車関連事故については、どのように分析されていますか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

防災行政課長（後藤 邦夫君）

こちらにつきましては、全国的な話になるのですが、警察庁交通局が発表しています平成29年中の自転車関連事故に係る分析によりますと、自転車関連事故は「自転車対自動車」によるものがほとんどを占めております。出会い頭衝突が多く発生している中、自転車側にも安全不確認や一時不停止などの法令違反が多く見られたそうです。また、「自転車対歩行者」事故については増加傾向にあり、若い自転車運転者と高齢歩行者が当事者となる場合が多い状況にあったそうです。このような分析結果からも、運転マナーの啓発の重要性を感じているところでございます。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

小崎議員。

8番議員（小崎 進一君）

小学生は、日ごろも自転車に乗っているときはヘルメットを着用しておりますが、中学生は学校の部活動の学校行事の際には着用しており、高校生になりますと、以前は通学の際にはヘルメットを着用していたように思いますが、今は誰も着用していないように思いますが、何かあるのでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

防災行政課長（後藤 邦夫君）

こちら高校のほうに確認をいたしましたところ、風の強い日ですとか、あごひもが首に食い

込んでしまい危険であるなど、ヘルメットの管理・使用の問題があり、また、生徒のほうから、見た目が悪いなどの意見が多く、徐々に強制しなくなってしまったために、今はほとんど着用しなくなったとお聞きをしております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

小崎議員。

8番議員（小崎 進一君）

名古屋市では自転車の安全利用に関する条例を制定いたしておりますが、本市ではそのような検討はされてみえないでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

防災行政課長（後藤 邦夫君）

こちらですね、名古屋市始め3市において「自転車の安全利用に関する条例」が制定されているということは、我々も把握しているところでございます。現在、西枇杷島警察署管内の二市一町で、担当者レベルではございますが、検討会を開催しながら情報の共有を図っているところでございます。

清須市としましては、条例制定による効果を先進市の事例を参考にしながら調査・研究していきたいと考えているところでございます。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

小崎議員。

8番議員（小崎 進一君）

将来ある子どもたちのことを考えますと強制はできる限りしたくないですが、このまま交通事故が増加するようであれば条例も必要であると考えます。

以上を要望いたしまして、次の質問へお願いいたします。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、2の①の質問に対し、長谷川都市計画課長、答弁。

都市計画課長（長谷川 久高君）

都市計画課長、長谷川です。よろしくお願ひいたします。

それでは、2の道路管理する上での将来の問題についての①位置指定道路の状況と把握についてお答えさせていただきます。

位置指定道路とは、都市計画法に基づく開発行為に該当しない500㎡未満の敷地において、建築基準法上の道路に面していない土地や広い土地を細分化して利用する場合などにおいて、新たにつくる道路を特定行政庁がその位置の指定するものでございます。したがって、特定行政庁である愛知県が指定を行います。指定に際しては、清須市道への接続状況や排水方法などを協議しており、指定後は、本市においても台帳にて把握しております。現在、清須市内には14か所ございまして、それら全て私道となっております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

小崎議員。

8番議員（小崎 進一君）

宅地開発された区域の共有地ではありますが、時間の経過とともに旧所有者の名義のままになっているところも多くなっていると推測されます。また、今後も大きな土地を所有管理できなくなり、新たな開発が行われ、まだまだ位置指定道路は増えると思います。今後、私道の所有者も代替わりや不明などの問題が増えてくるとと思いますが、市としては何か対策はお考えでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

都市計画課長（長谷川 久高君）

今後におきましては、開発行為などの事前相談に際しまして、今まで以上に業者に対して注意喚起を行うとともに、売却時に私道である旨の説明を行うよう、指導を徹底するよう努力していきたいと考えております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

小崎議員。

8番議員（小崎 進一君）

位置指定道路は個人の所有地ではありますが、見た目は一般の道路と何ら変わりなく、誰でもが利用できます。維持管理については、所有者が行っていくのですか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

都市計画課長（長谷川 久高君）

個人所有の土地でございますので、市としては管理しておりませんので、個人の責任において維持管理をお願いしているところでございます。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

小崎議員。

8番議員（小崎 進一君）

私道には幾つかの種類がございますが、今回、位置指定道路についてのみの質問をさせていただきましたのは、開発規模が小さく、当事者も少ないですが、土地の所有者の名義が何度か変更されるうちに、位置指定道路の手続を怠り、位置指定道路の所有者が不明になると住宅の建てかえが困難になることも予想されます。そうならないためにも所有者や業者への注意喚起をお願いいたします。

次へお願いいたします。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、②の質問に対し、飯田土木課長答弁。

土木課長（飯田 英晴君）

土木課長の飯田です。よろしく申し上げます。

②の道路認定されている道路の民地について、まちづくりを推進していく中で影響はありますかとのご質問についてお答えいたします。

道路認定されている道路は、道路法第四条により道路内の私権に制限がかかりますので、道路管理上問題はありません。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

小崎議員。

8番議員（小崎 進一君）

道路管理上、問題はないとご答弁いただきましたが、思い当たる懸念事項はありませんか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

土木課長（飯田 英晴君）

相続などによって世代が変わり、名義変更などの相続手続がされなく、そのままになっているとの懸念は抱いております。土地改良事業、区画整理事業などにより改善を図っております。

以上でございます。

議 長（伊藤 嘉起君）

小崎議員。

8 番議員（小崎 進一君）

旧町時代に約束されて現在に至っており、日々、担当の方におかれましては努力されていることは理解しております。

しかし、時の流れとともに所有者もかわっていることもあります。そのとき、所有者の方の理解はしていますか。

議 長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

土木課長（飯田 英晴君）

税務課や法務局等で公図・謄本によって確認することはできます。

また、相続のときには窓口等で確認していただきたいと思います。

以上でございます。

議 長（伊藤 嘉起君）

小崎議員。

8 番議員（小崎 進一君）

個人所有地だけ売却して道路非課税部分をそのままにされる場合、所有者は把握しているでしょうか。

議 長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

土木課長（飯田 英晴君）

おおよそ把握していただけると思いますけど、中には把握されていない場合もあるかと思います。

以上でございます。

議 長（伊藤 嘉起君）

小崎議員。

8 番議員（小崎 進一君）

登記は任意で、現段階においては強制力はなく、本市としても市内全域を把握することは難しいと思います。また、本市は歴史あるまちであるがために複雑になっていることも理解できます。今後、法務省が法整備を進められますので、注視しながら本市も準備していかなくてはならないと思いますが、いかがでしょうか。

議 長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

土木課長（飯田 英晴君）

現時点においてどのような方向性になるのかわかりませんので、法整備については注視しながら動向を見守りたいと思います。

以上でございます。

議 長（伊藤 嘉起君）

小崎議員。

8 番議員（小崎 進一君）

日ごろ、職員の皆様も限られた人員の中で努力いただいていることは十分理解しておりますので、よろしく願いいたします。

次、お願いいたします。

議 長（伊藤 嘉起君）

最後に、③の質問に対し、吉田総務部次長、答弁。

総務部次長兼税務課長（吉田 敬君）

税務課長の吉田です。よろしく願いいたします。

③固定資産税・都市計画税納税通知書に非課税資産の記載はどのようになっていますかのご質問にお答えいたします。

納税通知書を送付する際には、地方税法第364条の規定により、課税明細書を納税者に交付しなければならないこととされております。課税明細書は、課税の内容を明らかにするためのものでありますので、課税対象の土地・家屋が記載されており、非課税の物件については記載されておられません。非課税の物件の確認は、課税台帳を閲覧していただくか、証明書などを交付申請していただくこととなります。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

小崎議員。

8番議員（小崎 進一君）

私も納税通知書と記載されておりますので、非課税地については記載がないのではないかと今まで疑問に思っておりました。この場ではっきりいたしましたので、ありがとうございました。ということは、特に相続のときに課税台帳を閲覧していただき、証明書で非課税物件であるかの確認が必要でありますので、相続確認の際にはご説明をお願いいたします。

また、売買の際には、位置指定道路部分や道路内民地は所有者の方も時の流れでお忘れになることもあるかと思えます。今後、市としても何らかの方法を検討していく必要があると思えます。こういったことを要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。

議長（伊藤 嘉起君）

以上で、小崎議員の質問を終わります。

次に、白井議員の質問を受けます。

白井議員。

< 19番議員（白井 章君）登壇 >

19番議員（白井 章君）

議席19番、白井 章でございます。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

質問は、効果的な交通安全対策についてであります。

本市は、市内を走る鉄道網や道路網などにより周辺都市との連携がよく、交通の利便性に恵まれた環境にあります。しかし、反面、交通事故発生の危険性が高いため、交通事故防止や交通安全対策に努めるなど、安心安全なまちづくりの推進が求められております。

これまで、交通安全対策には、交通安全協会や愛知県、西枇杷島警察署など、市内外の関係機関との協力連携のもとにハード・ソフト両面にわたり鋭意取り組まれてきました。今後も引き続き緊密な連携のもとに、交通安全対策の充実強化を願っております。

現在、本市の交通事故発生件数は平成29年で2千515件、うち人身事故が331件、死亡事故2件となっております。今後は、特に高齢者人口の増加や都市基盤整備等々、交通量や交通環境の変化等に対応できるよう、従来の交通安全対策を基本にしつつ、交通情勢の変化に対応し、実際に発生した交通事故に関する情報の収集・分析を行い、より効果的な対策の必要があるかと

考えます。

これまでの交通事故発生状況や主な対策内容、そして、今後の事故発生要因分析による取り組みなど、以下の点についてお考えを伺います。

- ①交通事故発生状況の内容と主な対策について
道路別、年齢層別、当事者別などであります。
- ②事故発生の要因分析と対策に対する見解について伺います。
- ③市民のヒヤリ・ハットなど危険箇所情報の収集と対策について
- ④交通指導員など交通安全関係者からの情報活用について
- ⑤今後の課題について、お伺いします。

よろしく申し上げます。

議長（伊藤 嘉起君）

最初に、①の質問に対し、後藤防災行政課長答弁。

防災行政課長（後藤 邦夫君）

防災行政課、後藤でございます。

まず、それでは、①の質問についてお答えをさせていただきます。

全国の平成29年における交通事故死者数は3千694人で、前年比△210人となり、警察庁が保有する統計上最少となりました。

平成19年と比較をすると、全年齢層で36%、高齢者で27%減少しているものの、高齢者の占める割合は54.7%で過去2番目の高さであるなど、依然として高い水準で推移しています。

西枇杷島警察署管内に目を向けますと、道路別では国道・県道・市町道での事故発生率に大きな差は見られませんが、その中で追突事故については国道での発生率が高くなっています。当事者別に目を向けますと、やはり「自動車対自動車」が一番多いのですが、側面衝突、右左折時の事故でございますが、これが最も増加しており、特に「自転車対自動車」での発生が増えております。「自転車対歩行者」では、若い自転車運転者と高齢歩行者が当事者となるケースが増えております。

今後の対策でございます。自動車につきましては、メーカーによる自動ブレーキなどの安全対策が普及することにより事故の減少が見込まれますが、自転車や歩行者については、運転マナーや交通ルールの徹底の啓発を強化していくことで、1件でも事故を減らしていきたいと考えてお

ります。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

ただいま交通事故発生状況について、全国的なことと西枇杷島警察署管内での状況についてお答えいただきました。全国の状況については、平成29年と10年前の比較をされて、交通事故死者数で具体的に数字を示されました。今ご答弁で、身近な西枇杷島署管内でのいろいろな発生率が高くなっているとか、あるいは増えているとかということをお答えいただきましたけれども、事故発生状況が具体的にどう違うのか、その辺もう少し数字的に、具体的に、おわかりの範囲で結構ですので、お答えいただきたいと思います。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

防災行政課長（後藤 邦夫君）

まず、事故の形態別の発生状況でございます。こちらは人身事故自体が合計で788件あったというふうな報告を受けております。その中でも追突事故が半分弱を占める300件で、出会い頭が255件、そのうちでも車対車と呼ばれるものですね、自動車対自動車と呼ばれるものの追突事故が295件、出会い頭が133件という件数になっております。

特筆すべきは、先ほどもお答えいたしました、自転車対自動車の出会い頭衝突や側面衝突、こちらのほうが自転車対自動車の出会い頭が107件、それから右左折、いわゆる側面衝突というのが51件ありました。車対車、いわゆる自動車対自動車というのはなかなか件数は減らないんですけど、全体的な件数は減ってきております。ただし、自転車対自動車というのが非常に大きく増加はしてないんですが、微増もしくは横並び程度まで減っていかないという現状があります。これを分析というか、考えた中で、自転車マナーの状況が悪いんじゃないかというような結論になります。

自転車は基本的には左側通行というのが原則となっておりますが、今、通学・通勤の方々の自転車の状況を見ますと、どうしてもまだ右側通行される方というのが減っていないなという状況が散見されます。そのようなことを考える中でも、自転車の運転マナーの啓発、いわゆる向上ですね、そちらのほうを強化していく必要があるというのを改めて認識させていただいたという

ところでございます。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

私、この質問をさせていただいたのは、交通事故の発生の現況がどのようになっているんだろうということでお聞きしました。

例えば、人身事故件数、平成29年で331件、そして平成30年では337件発生しております。この辺の道路別にはどうなのか、あるいは年齢層別にはどうなのか、ここら辺を把握のためお聞きしたんですけど、今お答えいただいたのは全体のことをお答えいただいているかと思えます。2市1町ですね、西枇杷島警察署管内ですが、そういうことだと思うんですけども、さまざまな状況で事故は発生しているかと思えますが、交通事故の発生の現状把握をしっかり行うことが大事じゃないかなと私は思っております。そのことによって効果的、あるいは効率的な交通安全対策に結びつくためにも、できる限り詳しく現状把握が必要ではないかと思えます。

今お手元のほうに参考資料ということで配付させていただきました。表のほうと裏のほうがありますけども、表のほうは平成18年から平成30年までの清須市内の交通事故の人身事故の件数と交通事故死者数をあらわしております。見ていただきますとわかりますけども、人身事故件数として、平成17年から比べまして平成29年、平成30年は少なく、約4割ぐらい少なくなっております。しかし、残念ながら、交通事故死者数というのは毎年こういうような数で発生しているということです。

また、裏のほうにつきましては、平成29年と平成30年の清須市内で発生した交通事故の発生状況をあらわしておりますけども、これは事前に交通事故発生状況の資料をいただきました。学校区別に人身事故発生状況について何枚かの数字を書いた資料がありまして、それを1枚に私なりに参考に整理させていただいたものです。

真ん中に学校区が記載されております。合計が一番上に書いてありますが、西枇杷島小学校区から古城、清洲というように、春日まで8校区に分かれております。

右のほうにはそれぞれ事故発生の区分ということで、人身事故がどれだけ発生したか、その内訳が死亡事故なのか、重傷事故なのか、軽傷事故なのかわかるようにしております。そして、平成30年と平成29年の対比ということで、30年は29年に比べて増えたのか減ったのかとい

うことがわかるようにしております。これをあらわしております。その反対側の左側につきましては、学校区別に事故形態別ということで車対車がどうなのか、あるいは二輪車はどうか、自転車はどうか、そして、車対人はどうか、それぞれ件数を示しております。

この表から見ますと、学校区別に発生状況とか発生区分、それから事故形態をつかむことができます。平成30年と平成29年から30年に比べると全体としては331件から337件、6件増えておりますけど、校区別に見ますと8校区のうち6校区は減少しております。そして、2校区は増えております。そういうことがわかりますし、それぞれ、左のほうの中には車対事故は全体の7割発生しております。自転車が約2割ということで、これ以外にも、例えば時間帯別にどうかとか、あるいは年齢層別にどうかというのを区分した場合はどうかということがありますけれども、それぞれの内容によりまして対策を打つ手が変わってくるのではないかと。で、ありますので、しっかりと交通事故が発生している現状を把握することが大事ではないかなと。このことによって総合的に、全体的に取り組まなければいけないことと個別적으로取り組まなければいけないことがわかるかと思いますが、そういう現象、現在の状況についての現状把握をすることが必要だと思いますけども、この点についてお答えをお聞かせいただきたいと思います。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

防災行政課長（後藤 邦夫君）

まず、平成29年と平成30年の人身事故の件数で微増ではありますが、30年が増えました。警察等の分析状況によりますと、追突事故が圧倒的に増えた理由というのは、実は去年になりますが、30年1月、2月、非常に寒い日が続きました、路面凍結、こちらのほうが多かったということで、追突事故が増えたと。

あとは学区別でいきますと、古城と春日学区が増えているというのは、国道22号線の影響というのが非常に大きいということでありまして、大きな道路、国道ですと大きな道路になるんですが、そちらで今回追突事故が増えた要因というのは、道路凍結によるものが増えた要因ではないかということはお聞きをしておるところでございます。

あとは、年齢別、この後お答えしようと思ったおったところなんですけど、中学生がどうしても事故が増えてきておるといのがありますので、そこら辺の対策も我々としてはしていかなければいけないかなということ、今、認識を新たにしておるところでございます。

以上です。

議 長（伊藤 嘉起君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

わかりました。いろいろ詳細な発生状況の分析というのは必要であると思います。

本市の交通安全条例というのがあります。交通安全対策基本法に基づいて条例がつくられております。目的として清須市における交通安全の確保に関する施策の基本を定めることにより、市民の安全で快適な生活の実現に寄与するということで、この中には市の責務等々記載されておりますが、この中に交通安全推進協議会の設置というのがあります。本市も設置されていると思いますが、交通安全推進協議会は交通安全を効果的に推進するために設置するということになっておりますけども、開催の状況とか、委員会の構成メンバーとか、どのような内容で協議されているのかお聞かせいただきたいと思います。

議 長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

防災行政課長（後藤 邦夫君）

まず、交通安全推進協議会でございます。こちらにつきましては、年に一度、年度始め、大体5月から6月に一度開催をさせていただきまして、その中で、ことしの場合ですと29年度の状況の報告、市内の交通事故の状況の報告ですとか人身事故の状況の報告をさせていただき、なおかつ平成30年度の交通安全運動事業とか市の予算の内容、交通安全にかかわるハード・ソフトの両方の予算の説明をさせていただいた中で、どのような施策を行っていくかというご説明をさせていただいておるところでございます。

構成メンバーにつきましては、市長を会長といたしまして、西枇杷島警察署からは交通課長様、それから市内では交通安全協会の会長1名、副会長4名、民生児童委員連絡協議会の会長様、市内の小中学校からは、小学校の校長先生の代表と中学校の校長先生の代表、市役所の中では福祉部局、教育部局、それから建設部局の部長をメンバーといたしまして協議会のほうを開催させていただいておるところでございます。

以上です。

議 長（伊藤 嘉起君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

この中で、第6条には、協議会は交通事故の現状に努める。交通安全対策を協議し、市長に意見を述べるものとするというようなことがあります。この現状把握に努めるという現状把握がどのようにになっているか、データとか実績を、これはどのような内容で、あるいはどこの部分がこういうことを準備されるのでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

防災行政課長（後藤 邦夫君）

平成30年度も含めての事業内容の報告なんですが、今年度の場合ですと、先ほど申し上げました市内の学区ごとの人身事故の件数の報告、それから、死亡事故の報告の中でどのような状況で死亡事故が起きたか。これは簡略絵ではございますが、こちらのほうをつけさせていただいて、警察発表の絵をつけさせてもらった上で、こういうロケーションの中でこういう交通事故が起きました、死亡事故が起きましたという報告はこの協議会の中でさせていただいております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

次へお願いします。

議長（伊藤 嘉起君）

②の質問に対し、後藤防災行政課長、答弁。

防災行政課長（後藤 邦夫君）

それでは、②の質問についてお答えをさせていただきます。

平成30年の西枇杷島警察署管内の事故状況においては、子どもの事故が前年の51人から71人と20人増加しており、全ての年齢層の中で最も増えています。特に13歳から15歳では倍増しており、保護者と行動をともにする機会が減少し、活動範囲が広がる中学生の事故が増えていると考えられます。

幼稚園・保育園の園児や小学生の児童を対象とした交通安全教室を実施しておりますが、今後はそれぞれの年齢層に対応した交通安全啓発事業の実施について調査・研究を行ってまいります。

また、死亡事故が発生した際は、西枇杷島警察署、道路管理者及び防災行政課の担当者が事故現場にて事故状況の確認や発生原因の検証などを行い、ソフト面、ハード面において再発防止策

の検討を行っております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

ただいま西枇杷島警察署管内での事故の状況で、年齢層の中で子どもの事故が多く発生しているということですが、最も増えているということですが、年齢層の区分ですね、子どもとか若者とかというような区分がありますけど、それぞれの区分と年齢、そして平成30年と平成29年とどう違うのか、具体的な数字で教えてください。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

防災行政課長（後藤 邦夫君）

年齢層につきましては、まず、子どもさんというふうにくくりをしておるのは0歳から15歳まで、青年の中でも若者と言われる方々を16歳から24歳までのくくりとしております。いわゆる25歳から64歳までの方々を一般、それから高齢者の方を65歳以上というくくりといて、今、統計をとっておるところでございます。

人身事故の件数でございますが、平成30年と平成29年の比較でよろしいでしょうか。

まず、今、言った0歳から15歳までのお子さんの比較でいきますと、前年比で20人増えておるということ、それから、若者というくくり、16歳から24歳までをくくりますと、これは人数的には減っております。前年比マイナス3件ということになっております。一般、いわゆる働き盛りの方々の年齢層、25歳から64歳、これも全体的な件数は減っております。マイナス62件ということでございます。65歳以上の高齢者の方々も、事故件数の人数といたしましてはマイナス53人ということで減少はしております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

今のところでトータル何人対何人になるんでしょうか。30年全体で合計で何人と29年は何人ということになるんでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

防災行政課長（後藤 邦夫君）

平成29年が事故に遭われた人数として1千45人、平成30年が992人、マイナスの人数がマイナス53名ということになっております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

西枇杷島警察署管内ですから、清須も含まれて、清須市と北名古屋市と豊山町の合計になるかと思えますね。各市町の事故状況を積み上げられて出されていると思いますが、この中で清須市がどれだけかというのはわからないのでしょうか。どうでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

防災行政課長（後藤 邦夫君）

大変申しわけございません。人数につきましては、清須市内の人数は持っておりません。申しわけございません。

議長（伊藤 嘉起君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

なかなか難しいかもわかりませんが、全体ですと、先ほども申し上げました、29年と30年の清須市内の内容を見ましても331件から337件で6件増えてますけど、校区別に見ると増えているところも少なくなっているところもありますよね。そうすると、2市1町の中にも増えているところも少なくなっているところもあるんじゃないかということで、本市はどのようになっているかというのは気になる場所ですけど、一回ご検討いただければと思います。

それから、死亡事故の発生時に事故現場にて事故状況の確認や発生原因の検証を行い、ハード・ソフト面において再発防止の検討を行っているということでございますが、平成30年度に残念ながら死亡事故が発生しております。この点の再発防止対策というのはどのように主にされておられるのでしょうか、お聞かせください。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

防災行政課長（後藤 邦夫君）

死亡事故現場におきましての検証を三者で先ほどやると申し上げました。事故の場所が国道や県道になりますと、どうしても市のほうでやれることというのが少なくなってしまいます。ですので、市道ということで実際にやったことをご報告いたしますと、死亡事故現場ですので、まず看板の設置をさせていただきます。それから、土木課のほう、いわゆる道路管理者のほうにお願いをいたしまして、カラー舗装をしたりですとか、スピードを落とせというような表示を路面にさせていただくというようなことはさせていただいております。現状ではそのぐらいのことで、今、対応させていただいておるというところがございます。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

死亡事故に再発防止は大変重要ですので、ぜひお取り組みしていただきたいと思います。

人身事故の体制、同様な取り組みも必要ではないかと思うんですね。そういう点での人身事故全体を少しずつ減少させていくための検討・対策を講じていくのかというのは大変重要なことではないかと思います。そういう点で実態をしっかりと把握され、要因分析と対策への取り組みが必要ではないかなと思いますが、この点、もう一度お聞きします。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

防災行政課長（後藤 邦夫君）

先ほどお答えはしませんでしたけど、時間別の事故発生率というのを非常に重要視しております。

例えば、夏の場合ですと、早朝に散歩をされる方が多いですとか車で買い物に行かれる方も、夏の場合ですと気温が上がる前の午前中にお買い物に出られる方が多い。それから、春や秋なんかですと、夕暮れが早くなったりした場合には5時や6時あたりの通勤・通学時間帯に事故が多いことがわかっております。ですので、啓発の中でもライト・アンド・ライトということで、早目にライトをつけていただいて対策をしておるとというのが現状であります。

ですので、事故の場所もさることながら、時間帯というのも非常に重要視をしております、春や秋の交通安全運動のよく標語なんかにもなるんですけども、そのような取り組みというのを今後も粘り強くというか、毎年のことになるんですが、繰り返し同じことを同じように啓発していくことも大事ではないかという分析はしております。

議長（伊藤 嘉起君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

次へお願いします。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、③の質問に対し、後藤防災行政課長、答弁。

防災行政課長（後藤 邦夫君）

それでは、③の質問についてお答えをします。

市民からの情報につきましては、違法駐車や放置自動車による歩行者や自転車の運転の妨げになる通報が寄せられますが、警察と協力をして対処しているところでございます。

平成27年度から継続的な通学路の安全確保に向けた取り組みを行うため、「清須市通学路交通安全プログラム」を策定し、平成28年度から、毎年度、小学校2校ずつの通学路について安全点検を実施しております。

実施内容については、年1回通学路安全推進会議を開催し、各小学校が実施した点検結果に対し、会議の構成メンバーである西枇杷島警察署、愛知県尾張建設事務所、清須市の防災行政課、土木課及び学校教育課がそれぞれの立場で対策について協議を行っております。

また、平成30年度に「登下校防犯対策合同会議」を開催し、市内各小学校区において、「防犯面」、「防災面」、「交通安全面」の3つの分野ごとに点検を実施し、危険箇所の把握と対策について検討を行ってまいりました。

そのほか自治会や個人からの信号機の設置や交通規制などの要望については、警察・道路管理者・地元など、関係機関と調整の上、対応をしているところでございます。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

平成28年度から通学路の安全点検、そして平成30年度から登下校の防犯対策合同会議での交通安全面の点検ということをされていますけれども、危険箇所について具体的に何か地図に落として、皆さんがわかるように、そして注意を促すような注意喚起に活用はされているのでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

防災行政課長（後藤 邦夫君）

通学路を歩いておりますので、直接地図に危険箇所をマーキングしながら歩いておるところなのですが、今のところまだ皆様方にお伝えをしているような状況ではないところでございます。危険箇所を把握した上で、今後どのように対応していくかというところで、今、とどまっておるところでございます。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

ぜひ、そういう交通事故マップじゃないですけど、ここが危険ですよということを皆さんに周知できますようにご検討いただければと思います。

それから、市民の皆さんからヒヤリ・ハットした危険だなと感じた、交通安全のための危険箇所などを体験されることはよくあると思うんですね。そういうときに気づかれたら通報というか連絡してもらえるような、そういう仕組みをつくられたらどうかなと思うんですけど、市民の皆さんが交通安全対策に関心を持って、そして本市の交通安全の形成にもみずからの問題として積極的に参加してもらおうということが必要じゃないかなと思います。そういう意識を高めるためにも、そういうヒヤリ・ハット、あるいは危険箇所を体験されましたら、そういう連絡をされるような情報収集・活用をできるような仕組みを考えられたらどうかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

防災行政課長（後藤 邦夫君）

今も心ある方、市民の方ですと、そのような情報というのはいただいておりますのでござい

す。

市内を回ることが多い郵便局員さんですとか、それから道路の調査員の方々、そういう方々にも気づかれた点につきましては、例えば、道路に穴があいていますとか、ここはブラインドになっておって見にくいところがありますよというご報告はいただいております、その時々対応できるものについては今までもやらさせていただいておりますが、今、議員おっしゃられるように、市民からの通報窓口をわかりやすくさせていただくということは今後検討させていただきたいなと思います。

議長（伊藤 嘉起君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

次へお願いします。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、④の質問に対し、後藤防災行政課長、答弁。

防災行政課長（後藤 邦夫君）

それでは、④の質問についてお答えをいたします。

交通指導員からは、月2回業務報告書が提出をされます。その際に、子どもの通学に関する報告として通学路の状況の報告をしていただいております。

交通安全協会の会員からは、特に通学・通勤の自転車運転のマナー違反の情報が多く報告されているところでございます。先ほど申しましたが、マナー違反運転の取り締まりや指導は警察において実施されるものでありますので、市においては、交通安全教室などを通じて引き続き啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

次へお願いします。

議長（伊藤 嘉起君）

最後に、⑤の質問に対し、後藤防災行政課長、答弁。

防災行政課長（後藤 邦夫君）

⑤の質問についてお答えをいたします。

現在実施をしております啓発活動、交通安全教育を継続的に実施するとともに、交通事故発生状況を詳細に分析し、地域性に着目した効果的な啓発に取り組めるよう、西枇杷島警察署・交通安全協会・学校など、関係機関と連携を図ることが必要であると考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

今ご答弁いただきましたとおりでございます。交通事故発生状況の詳細分析に努めていただいて、関係機関との連携・協力のもとに、効果的な交通安全対策につなげていただきたいと思います。

今までの質問の中で申し上げましたが、事故発生状況の詳細な情報に基づいて、よりきめ細かな対策を効果的に、効率的に実施していくことにより、交通事故の減少を図っていくことは大変重要だと思っております。

最後に市長にお考えをお聞かせいただきたいんですけど、第2次総合計画の制作の1として、安全・安心で暮らせるまちをつくるも第1には防災ですけども、しかし、暮らし、生活の身近なところでの安心につながる防犯とか、そして交通安全対策は非常に重要かと思えます。今後の交通安全対策に対する市長のお考えをお聞かせいただいて、質問を終わりたいと思えます。

議長（伊藤 嘉起君）

永田市長、答弁。

市長（永田 純夫君）

交通事故の件数から死亡事故の件数は従前に比べてかなり減ってきておるんですけども、相変わらず愛知県はワースト1ということで、それを返上するために、県もそうなんですけども、私たちが1件でも減らしていかなきゃならんというふうに思っております。

議員がつくられました資料、そのとおりでございます。今は追突と交差点内での事故がなかなか減らないということで、2週間ぐらい前に私もパトカーに乗せさせていただいて、ゼロの日には交通安全協会の啓発・激励をしてまいったんですけども、署長いわく、交通事故の多くは通勤、あるいは昼間の企業活動で車を運転する方の割合が圧倒的に高いということで、これからは今までの取り組みに加えて、企業対策を行っていきたいというようなことをおっしゃって見えました。

私どもも1件でも減らしたいということで、先ほど担当課長が申し上げた対策をしっかりと取り組んでいき、警察署と綿密に関係を保っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

終わります。

議長（伊藤 嘉起君）

以上で、白井議員の質問を終わります。

ここで、10時45分まで休憩といたします。

（ 時に午前10時27分 休憩 ）

（ 時に午前10時45分 再開 ）

議長（伊藤 嘉起君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、加藤議員の質問を受けます。

加藤議員。

< 13番議員（加藤 光則君）登壇 >

13番議員（加藤 光則君）

議席番号13番、日本共産党、加藤光則です。

私は、大きく分けて2つのことについて質問させていただきます。

初めに、人口の変化と市政への影響についてであります。

自治体にとって人口の現状を知り、将来の姿を推しはかることは、政策決定や各種計画の策定などにおける基礎資料として必要不可欠なものです。本市も総合計画の後期計画を進めるに当たり、これまでの人口想定が実績値と乖離している要因を明らかにするとともに、今後の人口の変化と市政への影響を把握し、計画を進めていくことが求められます。

そこで、本市の将来人口に与える影響を可視化し、施策の充実を図っていくために質問をいたします。

①人口増の要因をどのように捉えているのか伺います。

②将来人口推計を参照している政策分野にはどのようなものがあるのか伺います。

③人口推計の精度向上のために、本市の特性（区画整理事業などの開発による人口増など）を踏まえた推計を行うことが重要であります。後期計画を進めるに当たり、どのように考えているのか伺います。特に、就学前人口の推計については学校区ごとの増加傾向を踏まえた見直しが必要と考えるが、当局の考えを伺いいたします。

大きく分けて2つ目であります。高過ぎる国民健康保険税について。

高過ぎる国保税は、住民の暮らしを苦しめているだけでなく、国民健康保険制度の根幹を揺るがしています。全国知事会、全国市長会、全国町村会などの地方団体は、加入者の所得が低い国保が他の医療保険より保険料が高く、負担が限界に来ていることを「国保の構造問題」だとし、「国保を維持可能とする」ためには、「被用者保険との格差を縮小するような抜本的な財政基盤の強化が必要」と主張しています。国保税が協会けんぽなどの被用者保険と比べて著しく高くなる大きな要因になっているのは、国保にしかない「均等割」「平均割」という保険料算定です。

被用者保険の保険料は収入に保険料率を掛けて計算するだけで、家族の人数が保険料に影響することはありません。ところが、国保税は、所得に保険料率を掛ける「所得割」、固定資産税の額に応じてかかる「資産割」のほかに、世帯員の数に応じてかかる「均等割」、各世帯に定額でかかる「平均割」を合算して算定されます。低所得者には一定の減額があるものの、子どもの数が多いほど国保税は引き上がる「均等割」には、「まるで人頭税」「子育て支援に逆行している」という批判の声が上がり、全国知事会などの地方団体からも「均等割」見直しの要求が出されています。そこで、高過ぎる保税の軽減（減免）を求め質問いたします。

①被保険者の実情や生活実態についてどのように把握され、受けとめられているのか伺います。

②負担能力を超える国保税をさらに引き上げる提案がされていますが、税額に対しての見解と認識、「法定外繰入」に対する考えを伺います。

③被保険者世帯数と法定軽減世帯数及び18歳未満の加入者数（世帯）と法定軽減対象数を伺います。さらに滞納世帯のうち18歳未満の子どもがいる世帯の数をお伺いします。

④高過ぎる保険税を生み出す構造的問題の改善を図るためにも、市独自の負担軽減や減免の取り組みを行うことが求められますが、本市のスタンスをお伺いいたします。

以上であります。答弁をよろしくお願いたします。

議長（伊藤 嘉起君）

最初に、1の①の質問に対し、河口企画部次長、答弁。

企画部次長兼企画政策課長（河口 直彦君）

企画政策課、河口です。よろしくお願いします。

①についてお答えいたします。

清須市の人口につきましては、これまで一貫して増加を続けております。住民基本台帳に基づく自然増減数と社会増減数の推移を見ると、自然増減数は一貫して増加を維持しており、社会増減数につきましても、近年は増加の状況が続いております。こうした状況は、安心して妊娠・出産・育児ができる環境づくりや充実した保育・教育の提供など、子育てのしやすいまちを目指してこれまで進めてきた取り組みや、区画整理事業を始めとした基盤整備の成果があらわれてきているものと考えております。

また、他の要因といたしまして、三菱社宅の建設に伴って、平成29年には転入数が大きく増加しております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

今ご答弁いただきました。今回、施政方針の冒頭でも本市の人口増について触れられて、その中で幸いなことに、今後も数年この計画は続く見込みであると、こう述べられているわけであります。

特に出生率では県内でも最も高い自治体になったわけであります。まち・ひと・しごと創生本部が2014年に示した国民希望出生率1.8を15年かけて実現する想定から見ても、2017年では全国平均が7.6%、愛知県が8.5%、本市が11.3%で県内で最も高い、こういう結果であります。

そして、もう1つ気なるのは、実人口の増減には自然増とともに、今、言われた社会増、この影響が非常にあるということであります。本市の場合も、今、答弁されたわけでありますが、そうであるなら、この推計の数との乖離についての要因であるわけでありますが、国立社会保障人口問題研究所の担当者のコメントなどを見ると、「都市部への流出など、ほかの市町村との出入りの激しさが推計と実施の人口に大きな開きが出やすい要因となっている」、こういうふうに社人研の担当者がコメントしているわけであります。

人口増減の要因には、出生や死亡による自然動態と転入転出による社会動態があって、地域の特性や社会経済環境などの変化によって人口が変動する、こう言われているわけであります。そ

して、その実態を見ていくためには、これまでの人口増減の要因をこうした自然動態、社会動態に分けて整理・分析して推計に反映させる、こういうことが大事なわけであります。

今日の皆さんにお配りした資料のところにも自然動態と社会動態、2014年から2017年を表で示してありますが、このことについては、先ほど要因で、子育てしやすいとか安心・安全のいろんな取り組みをしてきた成果であるということは言われましたけれども、こういった分析についてはどのように考えられているのか質問します。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

企画部次長兼企画政策課長（河口 直彦君）

今うちのほうが出しております推計につきましては、先ほど言いました社人研のほうの推計を中心にとらさせていただきまして、国勢調査の数をもととして推計を伸ばしておるわけでございます。ですので、どうしても一番手元にあって見やすい住基人口等との開きにつきましては生じるものというふうに私どものほうも理解はしております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

そういう開きが生じると1つ1つお聞きするわけですが、そうすると、将来人口に影響を及ぼすこれらの実態を把握していくためには、本市を地域ごとに分けてみる必要性が出てくると思うわけです。地域ごとに人口構成や今後の開発動向が異なっていくわけですから、施策や事業の方向性を検討していく上での基礎資料にしていくには、ここのところをしっかり見ていく、分析していく、このことが必要になるかと思えます。

地域の実情に即した課題把握、今日の資料でも地区別人口推移というのを旧町ごとに分けて示しておきましたけども、この辺についてはどういうふうに捉えられますか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

企画部次長兼企画政策課長（河口 直彦君）

議員言われるように、地区別の人口推計の有無につきましては、施策を展開する上では必要であるというふうな認識は持っております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

国立社会保障人口問題研究所、ここの資料を見ますと、「将来人口推計の役割と仕組みについて社会科学の予測の主な目的は、将来実現する状況を言い当てることよりも、現在の状況と趨勢が続いた場合に既決する状況を示して、我々が現在行うべき行動についての指針を提供することにある」、こう言っているわけであります。まさに基礎資料とするわけでありますが、その上で、物の見方が違えば考え方が違ってくると思うわけです。各部によって人口推計指標、住民台帳といろいろやってみえるわけですが、この手法が違ってはいけませんので、本市の将来人口推計の指針みたいなものを示していくことが私は必要になっているのではないかなと思うわけですが、この辺は今日提出させていただいた資料等を見てどう思われますか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

企画部次長兼企画政策課長（河口 直彦君）

今、議員おっしゃられる中に実数に近い数字をもって推計を出して、それを施策に反映してというようなご質問だと思いますけれども、そういった見方も確かにあるというのは理解しております。

ただ、本市の総合計画に利用させていただいております推計につきましては、どうしてもうちの最上位計画ということで、特に今、取り沙汰されております総合戦略というものも重点に置いてやっております。そうしますと、人口の推計自体が国のトレンドとどういうふうに施策を打った上で変わってきたとかというようなところに視点を置いてみる必要性も十分あるわけです。

清須市が、今、考えておりますのは、そういったところで国のトレンドとうちがどういうふうにとということを見る上での指標というところに重きも置いておりますので、国の指標であります国勢調査を中心に、うちのほうもあわせて国と同様の方法を利用して推計のほうは策定しておるといふふうに考えております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

国のトレンドを見ながらやっていくということは大事なんですけど、いよいよ後期計画も始まろうとしているわけでありまして。どうしても森を見ているとそうかもしれませんけど、その中の木を1本ずつ見ていくということも大事になってくると思うんですよね。そういう意味でまたいろいろ質問させていただきたいと思いますが、まず、2番目の回答をいただきたいと思います。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、②の質問に対し、河口企画部次長、答弁。

企画部次長兼企画政策課長（河口 直彦君）

②についてお答えいたします。

全ての政策分野において、今後の人口見通しを踏まえて、施策・事業を展開していくことが重要であると考えております。このため、今年度策定予定の「都市計画マスタープラン」や来年度策定予定の「子ども・子育て支援事業計画」など、各政策分野の個別計画につきましても、今後の人口見通しを踏まえて策定を進めてまいります。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

今、都市計画と子ども・子育てということを例に挙げられたわけですがけれども、さまざまなこういった政策分野における推計がされているわけですがけれども、目的の違いに応じて基準人口や年齢構成の異なる将来推計、人口の推計が行われていると思うわけでありまして。国勢調査は5年ごとに行われていますし、住民基本台帳のものは毎年行われて、そういう中でサービス業の算出を目的とした対象人数を把握して、各部局が政策を掲げられているわけでありまして。

では、こうした地域分析、誰のために、何のためにやっているのか、これが重要になってくるわけですがけれども、地域の現状の変化を深く知って、それを行政全体として共有していく、このことが非常に私は大事だと思うんですよね、政策分野ごとにいろいろやられておるわけですがけれども。

そこで、お聞きしたいわけですがけれども、自治体では市民サービスを行うに当たって正確なサービス量を算出していく、さらには、政策立案や計画策定の前提となる想定人口を作成する、こういうことを目的に将来人口推計が行われているわけですがけれども、市としての情報の一貫性や

課題についてはどういうふうにご考えられているのかお聞きします。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

企画部次長兼企画政策課長（河口 直彦君）

先ほど答弁させていただいた中で例えていきますと、都市計画マスタープランは今年度策定の予定としております。ただ、総合計画の策定につきましては来年度ということで、1年誤差がありますけれども、各総合計画の下にございます各種計画につきましては、基本的には総合計画で推計を持った人口推計等を参照した上での各種計画というふうになってこようかと思っております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

となると、人口推計を参照したものになるかということでもありますので、その人口推計との乖離の問題が今日の質問させていただいた1つの大きな柱になるわけですが、3つ目のご答弁をいただきたいと思っております。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、③の質問に対し、河口企画部次長、答弁。

企画部次長兼企画政策課長（河口 直彦君）

③についてお答えいたします。

人口推計の基本的な考え方といたしましては、直近の平成27年の国勢調査における5歳階級ごとの男女別・年齢別人口を基準に、出生・死亡・移動といった人口変動の要因を勘案して推計を行います。

それに加えて、より実態に近い数値を捕捉するため、三菱社宅の建設など、基準時点以降に生じる大きな変化につきましては、別途推計に加えていきたいと考えております。

なお、推計に当たっては、就学前人口の学校区ごとの把握など、今後の施策の展開に活用できるよう数値の把握に努めてまいります。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

1 3 番議員（加藤 光則君）

別途推計に加えるということと数値の把握に努める、これは非常に私も重要になってくると思うんですね。将来にわたる人口動態を詳しく把握することは、事業の内容や方向性を決めていく上で必ず必要なことであるわけであります。人口が横ばいの地域、人口が急激に増えている地域、これから増えると思われる地域、清須市の人口には、先ほど言いましたが、旧町ごとに見ても、さらに地域ごとに見ても人口動態に差が生じてきているわけであります。そして、地域ごとに人口行動に差が生じた場合には、そこには地域ごとに異なる行政課題、これが出てくわけであります。

その一例が清洲小学校のマンモス化であります。保育園や幼稚園がいっぱいになれば小学校の生徒数は増えるのは当然のことでありますし、こうした実態解決すべき目の前の課題に目を向けるためにも、政策立案の基礎資料としての人口推計が必要であると思います。これは位置づけをきちんとしないと、地域ごとに市民の人口動態を把握するということが非常に私は重要なことだと思うわけであります。

お配りした資料をごらんいただきたいんですけども、例えば、2013年度から2018年度までの各旧町別の人口であります。西枇杷も増えています。旧清洲も増えています。新川が若干減っております。春日も微増しております。こういう中で、2013年度には6万5千人だったものが今2019年度には6万9千人を超えているわけであります。こういった人口動態を把握していく、これが非常に大事なわけであります。

区画整理は推計して計画が立てられているわけであります。コンサルが入って将来の姿を示しているわけであります。そのためにも公費が投入されているわけであります。基本目標にも清須市は定住する若い世代を増やす、こう書いてあるわけでありますけれども、そのためにも事業や施策を効果的に実施していく、これが非常に重要なわけでありますけれども、この推計にも先ほど言われましたけれども、別途加えていくということですけども、区画整理の問題についてはどういうふうに考えられて調査され加えていこうとされているのか伺います。

議 長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

企画部次長兼企画政策課長（河口 直彦君）

区画整理につきましては、過去に動いたもの、そして今、動いているものというのがまさにございます。その中で計画人口が示されており、過去に終わった区画整理ですね、例えば、土田で

すとか、そういったところにつきましては、計画人口に対しても今ある程度の実績が出てきております。我々がやろうとしている人口推計につきましては、それをどのように反映していくのかというものにつきましては推計ですので、ある一定の指数を掛ける元数字からどのように抜いて、今後どのように加えてというような考え方がいろいろあるかと思えますけれども、正直申し上げて、例えば、抜くですとか、入れるですとかの作業をする際に、元データが国勢調査の数字で考えたときどのようにうまく数字が洗い出されるのかということも今まさに調査しておる最中ですので、加味することとはしておりますけれども、それがどのように加味できるのかというのは、まさに今、勉強中でありますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

いよいよ後期計画も行っていくわけですが、1つの例として、今回、学校の問題を例に出させていただきます。

9月の質問で清洲小学校の現状についてお話ししましたが、長寿命化で20年、あるいは30年やっていくんだと。清洲小学校は現時点、あるいは当面、学級数が足りなくなるということはない、こういうふうに報告を受けている、こう答弁いただいたわけであります。

しかし、9月以降にもどんどんと家やマンションが学区内に建設されています。これはつかんでみえると思いますが、第1日目の一般質問の中でも学区の指定校変更の実態が出されました。市民の皆さん方が行政の区割りよりも利便性など、さまざまなお考えによって変更が進んでいるわけであります。こうした動向をどうお考えになっているのかということをお聞きしたいわけであります。

今日お配りした資料を見ていただきたいんですけども、新川の人口が少し減っているんですよ。しかし、その下の生徒数、第1日目に出されましたけれども、星の宮小学校の数が増えている。市として新川中学校の数も2019年度、ぐっと増えているわけであります。まさにその右側にあります指定校の変更、これによって第1日目に出されました西田中地区であれば星の宮に行く。そして、そのまま新川中学校に入ることが住民側のほうでこういうふうに動きが出てきているということが実態としても明らかになっているわけですが、この辺の動向についてはどういうふうにお考えなのかお伺いいたします。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

企画部次長兼企画政策課長（河口 直彦君）

学校の入校者につきましては、ある程度の推計、実態ですね、どういうふうになっていくのかというような実態も見ながらやっておるということですが、あくまでもそのもとになる人口推計につきましては、先ほど来、言っておりますように、できるだけ具体的に、当然、議員と言われるように、こういったものが全ての施策の根幹になるということは我々も理解しておりますので、こういったところでどれだけ具体的な数字がつかめるのかというのは努力しておる最中でありまして。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

きちっとしていくということは、早く行政的に手だてを打っていくことは非常に大事なことですよね。これはたまたま学校の問題ですけれども、学校がそっちへ行ったら地域の町内会や子ども会はどうなるのか、さらには、その後の中学校はどうなるのか、いろんなコミュニティの問題にも波及していくんですよね。行政的手だてが遅れていると、そういうところでさまざまな弊害が生まれてくわけでありまして。

第2次総合計画の実施計画を見ても目標数値、これを上回っているんですよね。その表にありますが、将来推計人口、国立社会保障人口問題研究所の2018年3月推計の数を見てもですね、実数からしてもかなり上向いているんですよ。地域の人口行動を最新のデータによって把握して、最新の人口推計がまさに羅針盤の役割を果たさなきゃいけないと思うわけでありまして。2025年がマックスで6万8千596人、その後、減っていくという人口推計をいつまでも私はこれを使ってはいけないと思うわけでありまして。もう既に2月1日で6万9千58人を超えているわけでありまして。さらに増えているわけでありまして。この基礎資料が違えば政策も変わってくるわけでありまして。人口の増減だけでなく、人口そのものの変化を政策課題ごと、地域ごとに捉えて、その上できめ細かく政策を立案していく、このことが私は求められていると思います。

そこで、最後に市長にお聞きしますが、地域の現状と変化を深く知って、それを行政全体とし

て共有していく、このことが求められていると思うわけですが、そのためには各地域、例えば学区の人口に関する基礎データを体系的に収集整理して、清須市みずから人口推計を行う必要があると思うわけですが、総合計画の後期計画を進めていく上で私はとても大事なことになると思いますが、この基礎資料としての把握に関して市長としてどのように今後取り組んでいくのか、どういうふうを考えているのか、最後にお聞きしたいと思います。

議長（伊藤 嘉起君）

永田市長、答弁。

市長（永田 純夫君）

これから市政を進めていく上に当たって、人口の地区別の推計というのは重要視していかなければならないと思っておりますけれども、市全体としては、地区別の人口の減少だけにとらわれるのではなくて、市全体としてどういうふうに進めていくかということが大事だというふうに思っております。もちろん地区別の人口増減によって課題が出てくれば、それはそれに取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

特に、学区のことをご指摘をいただきましたけれども、正直、清洲小学校だけはマンモス校という、それは現実としてあるわけなんです、超マンモス校ではないもんですから、まずは9月にご答弁した、その方針で進めていきたいというふうに思っております。

いずれにしても、清須は本当にコンパクトな17平方キロメートルという面積の中に、これまでも基盤整備やら各種サービスを行ってきたことによって、本当にありがたいことに人口が増え続けておるわけですが、そういうトレンドを失わないようにこれからも頑張っていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

それぞれのうれしい悲鳴だと思うわけですが、政策的な課題が目の前に迫った課題もやらないかん課題としてあるわけですので、基礎資料としてつかんでいただいて、それに対応していただきたいということをお願いして、2つ目の質問の答えをお願いいたします。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、2の①の質問に対し、浅野保険年金課長、答弁。

保険年金課長（浅野 英樹君）

保険年金課長の浅野でございます。

1番に対してのお答えを申し上げます。

収納相談や一部負担金減免申請など、窓口での相談の際に世帯の状況を把握し、利用できる制度をご案内しております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

1番の生活実態についてどのように把握しているかということでもありますけれども、国民の4人に1人が国民皆保険制度の重要な柱を担うべき国保に加入しているわけでありまして。他の医療保険制度に比べて著しく不公平で、庶民に対して重い負担を強いる制度になっているわけでありまして。本市においても約9千世帯弱の約1万4千人の被保険者の方がみえるわけですが、この高過ぎる保険税問題を解決することは、住民の暮らし・健康を守るためにも、国保制度の持続可能性にとっても、社会の公平公正を確保する上でも重要な政治的な課題だと思います。

それで、国保が社会保障の一環として位置づけられているわけですが、国保税は加入者が払えるかどうかという観点から設定されていないわけでありまして。現実には、今、負担率が10%を超えている、こういう実態に対してどういうふうに考えるか、再度質問します。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

保険年金課長（浅野 英樹君）

あくまでも国民健康保険の保険ですので、実際に使われた保険医療ですね、それに対しての保険料設定となっております。ただし、無駄な医療というか、医療の適正化のほうにも力を尽くして、重複服薬者に対しての通知だとかジェネリックの通知等を使いまして、なるべく医療費を抑える。本来使わなきゃいけない病気とけがについては使っていただいて構わないと思うんですけども、無駄な医療についての医療の適正化について推進させていただいております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

保険税が高いということなんですけれども、払いたくても払えてないという世帯が全国的にも増えてきている。滞納世帯は全国で国保加入者の17%にも及ぶという調査もあるわけでありまして。そうすると、医療サービスを受けるにもさまざまな支障が出てくるわけでありまして。結果的に、国保は負担能力が高くない人々が集まる仕組みとなっていて、当然のことながら、国庫負担をそれなりに投入しなければ維持することができない、このことをまず申し上げておきたいと思っております。

その上で、2つ目の質問の回答をお願いいたします。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、②の質問に対し、浅野保険年金課長、答弁。

保険年金課長（浅野 英樹君）

2番についてお答えします。

国民健康保険運営協議会にて、保険税率の諮問に対する答申の附帯意見として「法定外繰り入れの見直しは、被保険者の急激な負担増とならないよう、国の方針に基づき、平成35年度をめどに是正されたい」との意見を踏まえ、国の求める6年間で最大限利用して、段階的に税率を改正いたします。決算補填目的外の繰り入れについては継続してまいります。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

今、言われたわけなんですけれども、今日、資料がまた出させていただいております。

そこで、大変な生活が余儀なくされている被保険者の生活実態がある中で保険税の提案が行われているわけでありまして。全国の市町村や団体が行っている国保制度改善強化全国大会が今年度も開かれたわけなんですけれども、その中でも宣言が決議されているわけなんですけれども「被保険者にこれ以上負担を求めることには極めて困難であり、厳しい財政運営を強いられている」、こう大会宣言がされているわけでありまして。本市もこうした実態に対して繰り入れを行い、努力をしてきたわけでありましてけれども、この独自で行って施策を評価して、国によるこういう医療保障の制度化につなげていくことが私は非常に大事だと思うわけでありまして。

今、課長のほうも、繰り入れに対しての述べられましたけれども、国は、「繰り入れに対し

て地方自治の原則は否定できない。あくまで参考、法定外繰り入れの削減は自治体の判断」、こう述べているわけであります。県も、「一般会計からの法定外繰り入れも拒むものではない。独自性を尊重する」、こう言っているわけであります。

県と市との関係では、標準保険料率は法的には自治事務に対する助言であります。国レベルの議論では保険料軽減のための法定外繰り入れは決算補填の繰入金として解消すべきものとされているわけでありますが、それは公費負担の拡充を前提にしてきているものであります。だから、こういった全国レベルでの決議や宣言が出されているわけでありますので、自治体が住民を守る立場から、高い保険税、高い窓口負担をさらに重くしないようにしていただきたいということを申し述べたいと思います。

3つ目の回答をいただきます。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、③の質問に対し、浅野保険年金課長、答弁。

保険年金課長（浅野 英樹君）

3番についてお答えします。

平成30年度の被保険者世帯は9千774世帯、内軽減世帯は4千151世帯、内18歳未満のいる世帯は461世帯で、774人でございます。

滞納世帯につきましては全体で723世帯、内軽減世帯は269世帯、内18歳未満のいる世帯は69世帯で、126人となります。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

いずれにしても、非常に大変な中で、たまたま今回は18歳未満に絞って質問させていただいたわけですが、子どもを扶養する被保険者世帯の所得が低い実態があるわけでありませう。

今日の資料の下のほうにつけさせていただいておりますが、今、職業構成が非常に大きく変わってきておるんですね。一番下の左のほうに載せてありますけれども、無職の人はもちろん多いわけですが、その反面、被用者も増えてきておるんですよ。これで国保の年齢別職業分類を見ると結構若い人が増えてきている状況があるんです。被用者、そうすると、子どもを扶養

する、こういう若い人たちの世帯が増えてきている、こういう実態が全国的に明らかになってきているわけですが、この実態については本市でも変わらんのかどうか質問します。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

保険年金課長（浅野 英樹君）

当市での職業別被保険者の割合につきましては、基本的には税務課から所得額だけをいただいて保険税を算定させていただいている関係上、所得についてのどういった所得かということは把握しておりません。

ただ、清須市につきましては、被保険者数とか所得につきましては全国平均に近い数字がありますので、議員が示された表に近い数字になってくると思います。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

本市の目標であります子育てしやすいまち、定住する若い世代を増やす。そのためにも子育て世帯の負担軽減を図っていくことが求められていると思います。

4番目の質問の回答をお願いします。

議長（伊藤 嘉起君）

最後に、④の質問に対し、浅野保険年金課長、答弁。

保険年金課長（浅野 英樹君）

決算補填目的の繰り入れを解消する中、市独自の負担軽減や減免は他の被保険者、あるいは市民全体に今以上の負担を求めることとなり、国保運営協機会にて慎重に検討をせざるを得ません。

子どもの均等割軽減につきましては、医療保険全体のあり方を検討する中で、国で議論されるものだと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

1つお聞きします。

今、子どもの医療費でいえば福祉医療の波及分として減額調整額、これは未就学児分ですが、

たしか前の質問をさせていただいたら、1千450万円がペナルティー分として入ってきている。それから、20歳未満の被保険者数に対する特別調整交付金、これも清須市はたしか11.1%で535万円あったかと思います。こうしたお金を生かして子育て世代を応援していくことが私は求められていると思うわけであります。

昨年質問したときに、お聞きしたときには減免の問題についていろいろ勉強させていただきたい、こういう答弁もいただいたわけですが、この勉強の状況についてどうなったかということをもつお聞きするとともに、もう1つ、今、全国知事会など地方公共団体からも均等割の見直しの要求が出されているわけであります。既に、子どもの均等割減免を実施する自治体も広がりを見せているわけであります。

現行の国保制度には、災害などで所得が減額した人の保険税を一時的・臨時的に免除する仕組みがありますけれども、常設の免除制度にはなっていないわけであります。一時的に困った人は助けるけれども、ずっと困っている人は助けないという矛盾に満ちた制度ではいけないわけであります。今、必要なのは保険税負担の上限を引き上げるのではなくて、支払えるような低所得者に配慮した保険税の算出方法への改定とか減免規定、これを拡充していくことが私は政策的な対応であるということだと思えます。その辺を踏まえて、最後にご答弁をいただきたいと思えます。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

保険年金課長（浅野 英樹君）

保険医療についての減免につきましては、基本的に今の現状の保険料免除の条例を使って、なるべく窓口に来られた方につきましては、該当できるものにつきましては該当できますよう。

あとは、実際に払い方ですね、今、清須市につきましては年8回の納期がありまして、それを細かく分けることによって払うことができるような方についての対応とかをさせていただいております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

いろいろ勉強させていただくということに対してどういうふうに勉強して、今、私が1つ述べ

ましたけれども、均等割の問題についても、全国的にも広がってきているわけですね、減免。これについては、清須市はどういうふうになったかというところがさっきの質問の回答になかったので、この辺は市長にお聞きしたほうがいい、課長は回答しにくそうなので。

議 長（伊藤 嘉起君）

永田市長、答弁。

市 長（永田 純夫君）

議員がご指摘の減免をやれば、その分は税額が減るわけですから、誰かがそれを負担せないかんわけです。決算目的については6年間で解消すると。繰り入れについては解消するということを書いておりますし、全額をそのまま国保の会計の中で賄おうと思えば、言ってみれば、他の高額納税者の方がまた不利になるということになりますので、それもできないだろうということで、今は運営協議会の答申に沿ってやっておるわけですが、さっきの検討につきましては、出のほうをできるだけ少なくすると。人間ドックもそうなんですけれども、ジェネリックもそうですし、重複の投薬をできるだけ避けるようにするのもそうですし、できるだけ事業納付金がかかるような、そんな努力を重ねていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議 長（伊藤 嘉起君）

以上で、加藤議員の質問を終わります。

次に、山内議員の質問を受けます。

山内議員。

< 2番議員（山内 徳彦君）登壇 >

2番議員（山内 徳彦君）

議席番号2番、新世代、山内徳彦でございます。

議長のお許しを得ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回、私からは大きく2つの質問がございます。

本日は資料をご用意させていただいておりますので、あわせてごらんください。お願い申し上げます。

1番、子育て世帯の教育費用負担軽減。

子育て世帯の教育費用負担軽減として、進学に際して買い替えを求められる用具用品に対し、ご意見・ご要望をいただいておりますので、以下4点、ご質問いたします。

ご存じのとおり、本市には小学校が8校、中学校が4校ございます。新川中学校区には、新川小学校、星の宮小学校、桃栄小学校の3校があり、清洲中学校区には清洲小学校、清洲東小学校の2校、そして、西枇杷島中学校区には西枇杷島小学校と古城小学校と同じく2校、春日中学校区は春日小学校1校となります。

まず、新川中学校において、体育の授業で使用される短パンですが、現在は男子が青色、女子が赤色となっています。これは平成11年6月23日公布・施行の「男女共同参画社会基本法」を押し進めている本市としても、この男女間での色分けは好ましくないのではと思われます。

次に、小学校から中学校へ進学するに当たり、短パンの買い替えを必要とする学校とそのまま使用できる小学校があることにも問題があると考えます。

ここで、配付させていただきました資料①をごらんください。

今現在、新川中学校区内となる新川小学校、星の宮小学校、桃栄小学校の体育授業で使用される体操服ですが、体操着に関しては本市内の小中学校で共通する白い体操服が使用されていますが、短パンに関しては各小学校で少しばらつきがあります。現在、新川中学校で使用されている短パンは、先ほども申し上げましたように、男子が青色、女子は赤色です。学校区である新川小学校と星の宮小学校の指定色は男女とも中学校と共通であり、小学校で使用していたものがそのまま中学校でも使用できます。しかし、桃栄小学校に関しましては中学の指定色ではないため、桃栄小学校の生徒は短パンの買い替えを余儀なくされます。

変わりまして、春日中学校区内は春日小学校一校です。春日小学校の場合は短パンの色に特に指定はありません。したがって、小学校高学年の買い替え時に中学校指定の短パンに買い替えることができ、中学入学時に買い替えが発生することはありません。

西枇杷島中学校区の西枇杷島小学校は指定色の違いにより買い替えが発生しますが、古城小学校では男女ともに中学指定と同様の短パンを使用しており、買い替えは発生しません。

最後に、清洲中学校区内の清洲小学校と清洲東小学校では同色ではありますが、ハーフパンツとクォーターパンツの違いにより買い替えが発生します。

このように各小中学校で短パンの指定色が違うということで地域格差が生まれているのが現状です。今後は、中学校区内の小学校で統一することはもとより、ひいては本市内の公立小中学校で統一できれば、大量発注などでコストの削減につながるのではないかと考えます。

2点目は「中学校の体操服の色について」です。

現在、体操服は小中学校ともに白ということに本市では統一されていますが、清洲中学校では

3 1年度に体操服を紺色にするそうです。私自身も保護者様からのご意見で、部活動等体操服で通学をする際、女子生徒の下着が透ける等の理由により、体操服の色を変更してほしいとの声がありましたので、このような流れは喜ばしいことと感じております。

しかし、1つの学校単独で行いますと、せっかくのすばらしい取り組みであっても、買い替えといった各ご家庭の負担は減らず、効率的にはよくないと言わざるを得ません。市内各学校が足並みをそろえることにより教育費の負担減につながると思います。また、こちらも同一色にしたほうが生産コストも減り、商品自体のコストダウンにつながるのではないかと考えます。

3点目は「中学校の体育館シューズについて」です。

中学校の体育館シューズですが、学年ごとに分けられた学校や分けられていない学校もあります。しかし、この方法だけでは体育館シューズを履いている体育館内では生徒の学年識別はできませんが、校庭などで行われる行事では全校生徒が白の外履きを履いているので判別できません。どうしても学年色を設ける必要があるならば、体操服には名前をつけるゼッケンの枠の色を変えることや制服であれば名札の台紙の色分けをしたり、そでや襟等に学年別に色分けをしたラインやマークを縫いつけるという方法のほうが体操服でも学生服でも識別しやすくなり、より効果的かと考えます。そうすることにより、体操服や制服の使用期間が終われば、ゼッケンやラインを外し、兄弟間での使用や友人に譲渡することが容易となり、それぞれのご家庭の負担が減ると考えます。

4点目は、「中学校女子生徒のカーディガン着用許可と防寒コート及びネックウォーマーの指定緩和について」です。

学校内の防寒対策として、本市の男子生徒は学生服の中にセーターやベストを着ることができます。そして、暑ければ学生服を脱ぐことによって体温調節が可能です。健康管理の面から考えても、各自で体温調整が簡単にできることが望まれます。

また、同様に、女子生徒についても、学校内での防寒対策としてセーラー服の下にセーターやカーディガンを着用することが認められています。しかし、女子生徒の場合は着脱が簡単ではなく、体温調節ができません。生徒の健康管理のため、女子中学生の防寒・体温調整が小まめにできるセーラー服の上からカーディガンを着用することが望ましいと考えます。

次に、通学時の防寒対策として、中学校が推奨する標準タイプの女子生徒のコートは金額が約1万5千円ほどで、当然、仕立てもよく、生地もよいものを使っています。標準コートしか着用不可のわけではなく、似たようなデザインであれば着用可能なのですが、色や丈、デザインに関

しましてはフードの有無など細かな規制があり、安価な商品では同様の条件を満たすものが少ないため、標準タイプを購入せざるを得ない状況となっています。これは冬の特に寒い時期二、三カ月使用するための出費としてはかなり高価な気がします。運動部に所属する生徒は、部活動のためのジャージやジャンパーを買いそろえなければならないため、さらに出費が重なってしまいます。このことを踏まえ、通学用コートの規制を緩和できれば安価なコートの対応も可能になり、選択肢は広がります。今は軽くて暖かく、デザインや素材も豊富で、いろいろなコートが出回っています。通学や自宅使いを兼ねるようなものが使用できれば、より一層、子育て世代の負担は減ると考えます。

最後になりますが、本年度より学校指定のネックウォーマーが導入され、ご関係者様方の生徒たちに対する温かい心遣いが感じられました。しかし、せっかくのご厚意で導入されたネックウォーマーですが、学校指定のネックウォーマーの価格とクオリティーの問題や、そもそも学校指定である必要があるのかとのご指摘をいただいております。こちらもコート同様に、色の指定程度に済ませるようにできれば安価でも暖かいものを使用することができます。

以上、市民の皆様からいただいた大切なご意見ですので、これを踏まえ、以下4点ご質問いたします。

①市内各小学校指定の短パンについて、中学校への進学の際の買い替えに男女差や地域差があるのは好ましくないとの考えから、中学校指定の短パンと連携をとることは可能でしょうか。

②市内各小中学校で体操服は白と決められていますが、いろいろな諸事情を踏まえた上で色の変更を考えていただくことはできますか。

③体育館シューズにも見られる学年色ですが、品物自体を色分けせず、ゼッケンやマークなど、取り外しができるものにより、お下がりとしての使用が問題なくできるようのお考えはありますか。

④女子生徒のセーラー服の上からカーディガンを着用することの許可、また、防寒コートやネックウォーマーなどの規制の緩和についてのお考えはいかがでしょうか。

2番、学校給食における食べ残しに係る処理費用について。

皆様においてはご存じかと思われませんが、現在、本市の小中学校の学校給食において、毎食1人1本の牛乳が提供されています。しかしながら、子どもたちの牛乳離れが加速しています。名古屋市内の小学校において飲まれず廃棄される牛乳は昨年度だけでおよそ84万本あり、重量に直すと174トン、お風呂の浴槽に換算すると約900杯分、金額にしておよそ4千300万

円分でした。本来であれば児童生徒の栄養源となるべき牛乳が残念ながら捨てられてしまいました。

また、給食全体の食べ残しは全国平均で1人当たり年間7.1キログラムにも及ぶことがわかりました。このように食べ残しがあると、文部科学省が定める「栄養摂取基準」を下回ってしまい、児童生徒の健康維持や成長が危うくなってしまいます。

隣市の稲沢市では、今年度より飲み残した牛乳に対し処分料が発生しています。税金が導入される給食に、さらに食べ残しや飲み残しの処分料にまで大切な税金が導入されているという放置できない事態となり問題となっています。

そこで、名古屋市では、そんな状況を解決すべく名古屋市議会で提案があり、「栄養・牛乳離れ・牛乳処理が解消される牛乳調味料の導入ができないか」との論議がなされ、牛乳調味料の導入が決定しました。今回使用される牛乳調味料は、子どもたちの大好きなイチゴやメロン、コーヒーに抹茶などの味がついた粉末を牛乳に入れるもので、これにより牛乳の苦手なお子様も飲みやすくなるという商品です。このもったいない現状を改める取り組みは来年秋から始まるそうです。この状況を受け、そもそも学校給食に牛乳が必要なのかどうかとの論議が活発になされていますが、その前に、なぜ給食で牛乳が提供されるようになったかという経緯と理由についてご説明させていただきます。

終戦から昭和25年ごろまでの学校給食は「スープ類とミルク」のみで、米飯どころかパンもありませんでした。当時の「ミルク」は給食における最上位の栄養源でした。そして、学校給食法が定められた昭和29年の前後からは、給食メニューに「パン」が登場します。コッペパン、揚げパン、食パン、昭和40年代からはソフト麺も登場し、子どもたちの空腹を満たせるようになりました。しかし、昭和51年から「米飯給食」が始まったことにより、学校給食における牛乳は米飯や米飯向けのおかずと相性がよくないという意見が出てくるようになりましたが、牛乳はカルシウムを含む食材としては有効だということで、現在に至るまで給食に牛乳という状況が続いています。

このようにパンや麺類が主流であった給食も、現在では全国平均で週3回の米飯給食が実施され、全国の95%が米飯給食に移行している現状において、「学校給食に牛乳は不要」という意見まで出るようになりました。

しかし、学校給食摂取基準で定められている年齢ごとに必要なカルシウム摂取量を見てみますと、小学生で給食1食あたりに必要なカルシウムの平均は375mgとされており、給食で提供

される牛乳1本のカルシウムは227mgで、およそ半分以上のカルシウムが摂取できることから、牛乳は給食には欠かせない食材というのもまた事実です。

しかし、そんな給食に出される牛乳にも2015年に大きな動きが起こります。コメ生産量が日本一の新潟県ならではの事例とも言えますが、新潟県三条市内における小中学校合わせて30校で「牛乳抜きの完全米飯給食」を実施し、週5回全て米飯メニューにしたのです。

ただし課題もあり、カルシウムの摂取量を維持するためおかずの内容を見直し、カルシウムが多いとされるコマツナがほぼ毎日のように採用されており、具体的には、ワカメ、ヒジキ、ちりめんじゃこやみそ汁に煮干し粉を入れる、野菜が少ないキーマカレーの日にはフルーツのヨーグルトあえを出すなど、カルシウム摂取のための工夫をされています。

ここで資料②をごらんください。

牛乳1本分と同等のカルシウムを他の食品でとるための量を示してあります。この資料からわかるように、220mgのカルシウムを牛乳以外で摂取することは、価格や量からしても容易なことではありません。そこで、ここからが重要なところでもあります。三条市では「ドリンクタイム」というものを導入し、給食の時間以外に牛乳を飲む時間を設けました。例えば、汗をかいた体育授業の後に提供することで飲み残しが減ったという事例もあるようで、実に理にかなった方法です。ただし、ドリンクタイムも万能ではなく、昼休み後に提供したものの、「おなかいっぱいでは飲めない」という声もあったようです。このように、牛乳の飲み残しや給食の食べ残しは一朝一夕には解決する問題ではありません。いずれにしても、牛乳調味料以外の方法により、新潟県三条市が今までの学校給食のあり方に一石を投じたのは実にすばらしい事例だと思います。

子どもたちが口に入れるものですので、学校給食について議論や試行錯誤をし過ぎるということはありません。中には牛乳が大好きといった児童生徒もいます。また、逆に牛乳が飲めない、ご飯やおかずが多過ぎて食べられないといった不安があり、学校に行きたくなる場合もあると聞いております。そんな苦手を克服するためにも、ご飯にはふりかけなどを用いて食べやすくするといった方法もあると思います。

次に、おかずは味を変えるわけにはいきませんが、配膳のときに少な目にするなどといったように調整ができます。少しずつでも苦手なものを克服していき、学校給食の課題でもある食育を進めていく教育や指導をしなくてははいけません。しかし、牛乳に関しては1本単位となることから量の調整はできないことにより、牛乳調味料に注目が集まっています。

このような取り組み方はかなり過保護な意見に聞こえるかもしれませんが、最初は牛乳調味料

やふりかけなどといったもので飲みやすく、食べやすくすることによって苦手意識を克服するきっかけとなり、後々には調味料やふりかけなしで食べられるようになる子もたくさんいるそうです。給食は児童生徒たちの健康を守るために考えられた栄養バランスにすぐれたものです。残すことなく食べ切れるように取り組んでいきたいところです。

しかしながら、牛乳調味料の導入をとなると多くの費用が必要となります。先ほども申しあげましたとおり、牛乳が好きな子や給食が大好きな子もたくさんいます。そんな児童生徒たちには何もまぜないで飲んでもらえればいいと思います。よって、名古屋市のように全ての児童生徒に提供するのではなく、牛乳やご飯が苦手な児童生徒がご自宅で保護者と相談をして、牛乳調味料やふりかけを使用するかどうかの判断をしてもらおうと同時に、保護者の方にもご理解をいただき、使用すると判断になった場合に限り学校側は許可を出すようにするという方法をとることにより不要な費用も抑えられ、必要な児童生徒にだけ使用してもらえないかと考えます。

現在では牛乳調味料は味のついた粉末を牛乳に入れてまぜるタイプのほかに、ストローの中に味のついた粒が入っていて、そのストローを使用して飲むだけで味がつくものもあります。これならば小学校低学年の児童でも簡単・安全に使用できると思います。児童生徒の健康を考えてつくられる給食を無駄なく、無理なく食べられる方法を見つけてあげることも重要だと考えます。

そこで、以下2点ご質問いたします。

①本市においては食べ残しや飲み残しの量はどのくらいあり、また、処分料はどのくらい発生していますか。

②今後、牛乳調味料やふりかけ等の導入について、現在のお考えをお聞かせください。

以上、よろしく願いいたします。

議長（伊藤 嘉起君）

最初に、1の①の質問に対し、丹羽教育部次長、答弁。

教育部次長兼学校教育課長（丹羽 久登君）

学校教育課長の丹羽です。

①番についてお答えをいたします。

小学校の短パンの色等につきましては、それぞれの学校でPTAの役員の方と学校とが一緒に決めていきます。今後は、各小学校で短パン等を変更する時期には、中学校指定のものを視野に入れながら、PTAの役員の方の意見を参考にして取り決める必要性があると考えます。

また、中学校に入学する際、買い替えなければならないものは、体操服等ほかに学生用かばん、

デイパック、リュックサックのことです。手提げかばん、スリッパ及び運動靴等でございます。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

山内議員。

2番議員（山内 徳彦君）

ありがとうございます。

今お聞きした中で、デイパックが男女別で色の違う中学校がありますので、その色の統一化というのも含めてお願いいたします。

2番、お願いします。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、②の質問に対し、丹羽教育部次長、答弁。

教育部次長兼学校教育課長（丹羽 久登君）

②番についてお答えいたします。

体操服は各学校にて色等を決めており、結果的に全ての学校が白色の体操服を着用しております。

清洲中学校では、来年度からPTA役員の方と学校とがさまざまな諸事情を踏まえた上、合意形成のもと体操服の色を紺色に決めたと聞いております。

今後におきましては、その他の中学校におきましても、体操服を変更する時期には、さまざまな諸事情を踏まえた上で、清洲中学校と同様な形で取り決める必要があるかと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

山内議員。

2番議員（山内 徳彦君）

ありがとうございます。

体操服の色を決めるときに、先ほどの1番のご答弁でもあったんですけども、PTA役員の方と学校と一緒に決めるということでしたが、具体的にどんなような形で決められているのでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

教育部次長兼学校教育課長（丹羽 久登君）

体操服、またジャージ等についてでございますが、サンプルを三、四点ほど並べまして、そのものに対しまして素材だとか機能性、色、そういったものをあらゆる面ですぐれているもの、そして、大切な値段を勘案した中で総合的に判断して、学校とPTAの役員の方と合意形成のもとで取り決めております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

山内議員。

2番議員（山内 徳彦君）

ご説明ありがとうございます。

体操服の色等は各学校において、PTA役員の方の意見も踏まえ、合意を得ながら取り決めていらっしゃるということでした。学校・PTAそれぞれの意見を吟味し、小学校では進学する中学校の事情も踏まえて決めていていただきたいと思います。

3番へお願いします。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、③の質問に対し、丹羽教育部次長、答弁。

教育部次長兼学校教育課長（丹羽 久登君）

③番についてお答えいたします。

短パン・体操服・上履きは学年色を取り入れておりませんが、体育館シューズに学年色を取り入れている中学校は2校ございます。

今後は、この2校が採用している目的理由に問題がないとそれぞれの学校が判断した場合は、学年色を廃止することも1つの方法であると考えます。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

山内議員。

2番議員（山内 徳彦君）

ご答弁にありました学年色を取り入れている中学校2校というのはどこの中学校になりますか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

教育部次長兼学校教育課長（丹羽 久登君）

清洲中学校と新川中学校です。

議長（伊藤 嘉起君）

山内議員。

2番議員（山内 徳彦君）

すると、学年色を取り入れていない西枇杷島中学校と春日中学校では何か取り入れなくても困らないようなこと、そういった取り組みというのはされているんですか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

教育部次長兼学校教育課長（丹羽 久登君）

取り組みといたしましては、西枇杷島中学校ではシューズ自体には学年色はないんですが、そちらのシューズの袋に学年色を取り入れております。

また、春日中学校につきましては、中学校全体の生徒が少ないものですので、学年色を取り入れてないと聞いております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

山内議員。

2番議員（山内 徳彦君）

ありがとうございます。

それぞれ中学校で諸事情があると思いますが、中学生といえども成長が早いものですから、体育館シューズや体操服、ジャージ等が傷む前にサイズが合わなくなって買い替えということもありますので、まだまだ使える状況のものを捨ててしまうのは非常にもったいないと思いますので、またご検討ください。

また、10月より消費税が10%に上がる予定です。これにより、また各ご家庭の負担というのは増えると思いますので、冒頭で申し上げましたとおり、いろいろな方法を考えて、少しでも各家庭の負担を減らせるようにご検討ください。それをお願いしたいと思います。

それでは、4番へお願いします。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、④の質問に対し、丹羽教育部次長、答弁。

教育部次長兼学校教育課長（丹羽 久登君）

④番についてお答えします。

中学生の防寒コートは製品指定ではありませんが、中学生にふさわしい標準的なものを着用するようにお願いをしております。

また、ネックウォーマーは、PTAの役員会で承認を得て、統一指定をしております。

理由といたしましては、防寒コートにつきましては過度な競争を抑制すること、ネックウォーマーにつきましては、保護者がどの種類を購入したらいいのか迷わせないためです。そして、最も大きな理由は、統一している制服と防寒コート・ネックウォーマーがばらつきがないようにさせることにより、子どもたち自身が身だしなみに気をつけられるように自覚を持たせるためでございます。したがって、それらの選択肢を今まで以上に広げることは、今のところ、どの中学校も考えておりません。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

山内議員。

2番議員（山内 徳彦君）

ありがとうございます。

過度の競争の抑制や子どもたちが身だしなみに気をつけられるようにとのご配慮の上で選択肢を今まで以上に広げるといことはお考えになっていないとのことだったんですけれども、今後いろいろほかの視野ですね、先進事例と照らし合わせながら、今後もぜひ引き続きご検討くださるようお願いいたします。

そして、学校関連の用品の選定というのは、全てにおいて学校の独断ではなくPTAの意見も反映されているというのがわかりました。引き続き、皆様からの意見も積極的に取り入れ、決定していただきたいと思います。

次に、カーディガンをセーラー服の上に羽織るという許可をお願いしたいと思うのですが、これはいかがでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

教育部次長兼学校教育課長（丹羽 久登君）

許可を出すのはそれぞれの学校長となります。それで、現在のところ、どの中学校も許可は出

しておりません。今のところ、とりたてて制服の上に着用する必要はないと考えます。しかしながら、今後はそのような教室内でのきめ細やかな防寒対策につきましては、来年度に設置を予定しておりますエアコンの適切な温度調節・設定をして対応をする必要があると考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

山内議員。

2番議員（山内 徳彦君）

おっしゃるとおり、せっかく市長のご英断で早期設置をいただいたエアコン整備でありますので、活用しない手はないかなとは思いますが、しかし、簡単に女子生徒の体温調整ができるということは健康維持に欠かせないものだと思いますので、ぜひ、今後ともご考慮願いたいと思います。

そして、あわせてお願いしたいのが、衣替え前後の制服の移行期間についてなんですけれども、現在、男子生徒は半そでのカッターシャツか学生服という意向でよろしいんですか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

教育部次長兼学校教育課長（丹羽 久登君）

衣替えにつきましては、過去には6月1日及び10月1日と決めて制服の衣替えをしてまいりました。私が学生のころもそういう時代でございました。しかしながら、最近の地球温暖化による暑さ等に対応するため、毎年、気候の状況によって、男女とも衣替えの時期を弾力的に現在は取り決めております。

また、夏用、冬用、どちらも着用していい時期を設けて、子どもの体調管理に努めておる次第でございます。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

山内議員。

2番議員（山内 徳彦君）

ありがとうございます。

移行期間というのは、とりわけ体調を崩しやすい時期とも重なりますので、特に男子生徒は半そでシャツから学生服、また、学生服から半そでシャツと中間の調整ができるところが少ないの

で、今現在の校則では、教室の中では長そでシャツで過ごすのは認められているのですが、廊下や登下校時は禁止されているようでして、風紀や身だしなみなどのマナーから考えても、長そでシャツのみの登校はさほど問題になるものではないかなと考えますので、ぜひとも前向きに考えていただきたいと思います。

今後とも児童生徒の健康面を踏まえ、よりよい方法を探っていってもらえることをお願いいたします。2番の質問へ答弁をお願いいたします。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、2の①の質問に対し、吉田学校給食センター管理事務所長、答弁。

学校給食センター管理事務所長（吉田 剛君）

学校給食センター管理事務所長、吉田でございます。よろしくお願いたします。

2の①につきましてご答弁させていただきます。

学校給食の残食量でございますが、平成29年度では年間実績で約24tとなっておりまして、1食あたりに換算いたしますと、平均残食量は約22gとなっております。

飲み残し牛乳の量でございますが、こちらにつきましては、平成30年4月から12月までの実績で約6千734lということになっております。1食あたりに換算すると平均飲み残し量は約8mlということになります。

食べ残し等でございますが、調理端材とともに堆肥としてリサイクルを行っておりますので、処分料というものは発生しておりません。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

山内議員。

2番議員（山内 徳彦君）

ご答弁ありがとうございます。

お答えいただきました残食量の平均値の算出方法ですね、これはどんな方法で捉えているんですか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

学校給食センター管理事務所長（吉田 剛君）

算出の方法でございますが、各学校での残食を給食センターのほうに1か所にまとめまして、

毎日、残食量を測定しております。その数値を全体の食数で割ったものが1食当たりの平均残食量という形で算出しております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

山内議員。

2番議員（山内 徳彦君）

毎日、残食量をおはかりになっているということだったんですけれども、本市内の各学校の残食量というのがもしわかればお教え願います。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

学校給食センター管理事務所長（吉田 剛君）

毎日の残食量でございますが、学校ごとに残食量のほうは測定しておりますので、市内12校ごとの残食量につきましては、給食センターのほうで把握しております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

山内議員。

2番議員（山内 徳彦君）

各学校で残食量をチェックしていただいているということなんですけれども、各学校の残食量というのは大きく差があったりするんですか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

学校給食センター管理事務所長（吉田 剛君）

平成29年度の年間実績から見ますと、学校ごとに少し差異は見られる状況でございます。

1食当たりの平均残食量の多い学校と少ない学校の差でございますが、小学校につきましては、その差が大体約10グラム程度、中学校でございますが、こちらのほうは約20グラム程度という状況でございます。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

山内議員。

2番議員（山内 徳彦君）

残食量の差が、先ほど平均残食量が22グラムだとお聞きしたんですけども、残食量が10グラムから20グラム違うというのは結構差があると思うんですけども、何か要因があつてのことなのかなと。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

学校給食センター管理事務所長（吉田 剛君）

確かに、学校ごとに少し差が見られるという結果でございますが、残食量の差が出ている要因でございますけれども、児童生徒個人の問題であったり、地域性であったりというようなさまざまな要因が関係しておるのではないかなと推測しております。

また、食の大切さ、食の重要性ということについても、児童生徒への意識の浸透度合いについても1つの要因であると考えております。

ただ、残食量につきましては、食育による教育である程度減らすことは可能であると考えております。食に関する教育でございますが、栄養教諭等が各学校のほうに出向いて食育の講話を行いましたり、また、児童生徒と一緒に給食を食べながら指導をするという、そのような取り組みも行っておるところでございます。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

山内議員。

2番議員（山内 徳彦君）

ありがとうございます。

残さず食べるというのは、残食を減らすということもさることながら、児童生徒の丈夫な体づくりや健康管理に影響することですので、ぜひ今後とも食育や子どもたちとのふれあいの中で残食を減らしていただけるよう、引き続きご指導をお願いいたします。

2番へお願いします。

議長（伊藤 嘉起君）

最後に、②の質問に対し、吉田学校給食センター管理事務所長、答弁。

学校給食センター管理事務所長（吉田 剛君）

2の②について答弁いたします。

現在、学校給食における牛乳調味料、ふりかけの配膳につきましては、年間の給食献立に少し変化をつけるという理由で、年2回から3回程度使用しております。

学校給食におきましては、食育の観点から、児童生徒に素材の味自体を感じてもらいたいとの思いがございます。牛乳調味料等は今後も現行の使用頻度とし、献立の工夫や食に関する指導によって給食を提供していく中で、食べ残しの減量や苦手なものへの克服につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

山内議員。

2番議員（山内 徳彦君）

牛乳調味料等は現行の使用頻度、その他献立や食に関する指導により、食べ残しや飲み残しを減らしていくとのご答弁でしたが、私の提案にも挙げておりましたけれども、牛乳調味料やふりかけ等の持ち込みに対する許可というのは、今後また再検討していただけることは可能でしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

学校給食センター管理事務所長（吉田 剛君）

牛乳調味料やふりかけ等の学校への持ち込みに関してでございますが、給食の提供における責任の所在等も不明確になるということが懸念されますので、先ほどと同様の答弁になりますが、現行の使用頻度にとどめさせていただきまして、献立の工夫や食の指導によって改善を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

以上で、山内議員の質問を終わります。

ここで、お昼の休憩に入ります。

再開を1時30分に予定いたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

（ 時に午後 0時06分 休憩 ）

（ 時に午後 1時30分 再開 ）

議長（伊藤 嘉起君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、大塚議員の一般質問を受けます。

大塚議員。

< 7 番議員（大塚 祥之君）登壇 >

7 番議員（大塚 祥之君）

議席 7 番、新世代、大塚祥之でございます。

議長のお許しを得ましたので、通告どおり一般質問をさせていただきます。

私の一般質問は大きく 2 点、よろしくお願いいたします。

大きく 1 番、農福の連携について。

近年、農業分野と福祉分野が連携した「農福連携」の取り組みが各地で盛んになっており、国が定めた「日本一億総活躍プラン」では、障害者等が、希望や能力、障害の特性等に応じて最大限活躍できる環境を整備するため、農福連携の推進が盛り込まれています。

また、「障害者基本計画（第 4 次）」や「経済財政運営と改革の基本方針 2018」でも、農福連携による障害者等の農業分野における就農・就労の促進が位置づけられており、取り組みが進められています。

また、超高齢化社会を迎えつつあり、農業は元気な高齢者の活躍の場としてはもちろんのこと、認知症など介護を要する高齢者の生きがい等の場としてのニーズも高まっています。

こうした農福連携の取り組みは、地域における障がい者や生活困窮者の就労訓練や雇用、高齢者の生きがい等の場となるだけではなく、労働力不足や過疎化といった問題を抱える農業・農村にとっても、働き手の確保や地域農業の維持、さらには地域活性化にもつながることから、より一層の推進が求められています。

農福連携をめぐる情勢として、農業者の高齢化 2020 年には基幹的農業従事者が 90 万人、農業就業人口は 200 万人となり、この人口で日本農業を支えていかなければならないと推測されています。仮に、障害者の中で就業を希望する 66 万 6 千人のうちの 10%、要介護認定を受けた高齢者の 619 万人のうちの 1%でも農業に従事すれば 6 万 6 千人と 6 万 2 千人で 12 万人強が農業へ携わることになり、これは基幹的農業従事者の約 1 割、この存在はとても大きいものと考えられます。農業に従事することで得られる収入が農業臨時的雇用の全国平均賃金が農作業一般の男性で 1 日当たり 9 千 3 8 円、女性が 7 千 7 8 4 円であり、一般軽作業では男性が 7 千 1 4 9 円、女性が 6 千 6 0 4 円となっています。

障がい者が障害者年金を得ながら農業で最低賃金を上回る収入を得ることができるなら障がい者の所得向上につながり、農業・食料需給率・環境を支え、国からの障害福祉サービスを受けつつも税金を納めることができる可能性を持つことができ、さらに、農作業を通じて障がいの程度や疾患が低減され健康の増進や維持につながり、結果として、医療費や障害福祉サービスに係る費用を引き下げることにも可能だと考えます。

厚生労働省のデータによれば、全国15歳以上64歳未満の身体障がい者数は134万4千人、知的障がい者数が35万5千人、精神障がい者数35万1千人、合計で205万人であり、この中で就業している割合は身体障がい者43%、知的障がい者52.6%、精神障がい者17.3%となっており、全就業者数は82万6千人、不就業者数は122万4千人で、就業している割合は全体の4割ですが、しかし、3割の方が就業希望しているにもかかわらず、いまだに就業できていない状況にあります。

雇用形態としては、一般就労が4割で、就労移行支援事業、就労継続支援A・B型事業所が6割となります。平均賃金として、一般就労については各都道府県で定められた最低賃金以上を支払うことが原則となっており、A型事業所では平均月額工賃が7万4千85円で、B型事業所で1万5千603円、また、小規模では、月額3千円から7千円という事業所も多く見受けられます。

障がい者の就労環境は、行政や事業所、障がい者の努力により少しずつ改善が進んでいますが、低就職率・低賃金・不安定雇用であり、就労環境は極めて厳しいと考えられます。

農業はこれまで農産物を生産し販売することで収入を得てきましたが、今後、多様な価値に合わせたサービスを提供し、対価を得ることの検討が必要であり、これからは農業生産者が公的なサービスを実施する受託者となり、現在の社会福祉法人やNPO法人が取り組む障害福祉サービス事業や介護保険事業などの実施主体となって、障がい者や要介護認定者へ就労訓練の機会、要介護認定者へのレクリエーションや治療の機会、生活困窮者・生活保護受給者・ひきこもり等の社会復帰訓練の機能提供などといったサービス業に取り組むことが必要です。

平成28年、厚生労働省は、障害福祉課による障害福祉事業への農業技術や第6次産業化の専門家の派遣、マルシェの開催、その他事務経費を賄える「農福連携による障害者の就農促進プロジェクト」、もう一つは障害者だけでなく生活困窮者の支援を行う地域福祉課による就労訓練、または支援を農業で行う「生活困窮者等の就農訓練事業」を推進しています。

また、農林水産省と協議し、障害者の農業分野での就労、高齢者の健康・生きがいをづくりの農

業の活用等を進める人々を対象とする両省活用可能な支援策等についてインターネットでも公開し、連携プロジェクトチームを設置、さらには農業団体及び高齢者・障害福祉団体からなる連絡協議会も立ち上げています。

農福連携と農福商工連携を行うことがさまざまな就労の機会の創出と新たな付加価値の高い商品開発につながると考えます。そこで本市のお考えを以下お伺いいたします。

①農業にはさまざまな作業があり、自然と触れ合うことで高齢者・障がい者のリハビリテーション効果に期待ができると思われまます。こうした取り組みに本市の農業体験塾が有効だと考えますが、利活用も含めたご所見をお伺いいたします。

②これまで農業と福祉はさまざまな形で連携をされていると考えますが、障害者の農業分野における本市の就労訓練の取り組みはどうなっていますか、お伺いいたします。

③農福連携による障害者の地域交流への効果をどのように考えておられますか、お伺いいたします。

④農福商工連携で障がい者や事業所が、農業生産だけでなく加工やサービス提供を行う地域型農福商工連携に対する考えをお伺いします。

⑤農福連携の問題点は時間や人員コストに余裕がないことであり、経営的に苦しい農家や福祉施設を手がけるためのハードルが高いことが問題だと考えます。軌道にのるまでの労働力や技術面などコスト負担を支援するような新制度についてのお考えをお伺いいたします。

大きく2点目、オリンピック・パラリンピックに向けての本市の新しいスポーツ振興について。

2020年東京オリンピックで新たに採用される競技の中でスケートボード、BMX、スポーツクライミング、バスケットボール3×3があり、目を集めています。冬季のフリースタイルスキーやスノーボード、夏季のBMXやスケートボード、スポーツクライミング、バスケットボール3×3など、都市型と呼ばれるスポーツがオリンピックで目立つようになってきました。従来型の競技とはひと味違ったイメージを持つスポーツで若者の間で人気が高くなっています。

小牧市では市営のスケートパーク川西があり、土日になると多くの人でにぎわいを見せています。近隣にはこれらの施設がなく、将来的に本市の集客や注目を集めるためにも、このようなスポーツ練習施設が必要だと思われまます。例えば、土地区画整理事業で設置された調整池の底部、都市公園のオープンスペース、高架下の活用、アルコ清洲・カルチバ新川に併設するなど、本市のお考えをお伺いいたします。

以上、ご答弁よろしくお伺いいたします。

議 長（伊藤 嘉起君）

最初に、1の①の質問に対し、石田市民環境部次長、答弁。

市民環境部次長兼産業課長（石田 隆君）

産業課長の石田でございます。1番目の農福の連携について、①番についてご答弁申し上げます。

福祉分野において、農業・園芸活動を通じて得られる心のリハビリテーション効果については、障がい者や高齢者の方々へのアンケート調査からも評価がなされており、農業体験塾の農作業においてもその効果が期待されるものと捉えております。

農業体験塾の目的は就農者の育成にあります。健全者のみならず障がい者の方々にも入塾していただき、目的につながるよう農作業にいきなり参加していただきながら、心のリハビリテーションにも役立てていただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

議 長（伊藤 嘉起君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

今ご答弁にありました障がい者や高齢者へのアンケート調査の内容なんですが、わかる範囲でいいのでお聞かせください。

議 長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

市民環境部次長兼産業課長（石田 隆君）

農水省と厚労省で出しております農福分野に農作業をという冊子があるんですが、その中に農と福祉の連携についての調査研究報告としまして、平成25年度に障害者就労支援事業所を対象としたアンケート結果が掲載されておるところでございます。その中身につきましては、農作業を行うことで45%の方が身体の方が、57.3%の方が精神の方がよくなった、改善したという回答がございました。

また、高齢者においても、農作業をしている高齢者のほうが農作業をしていない高齢者に比べ、より生きがいを感じている人が多いという回答があったということでございます。

議 長（伊藤 嘉起君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

私も先日、宮重大根の親子収穫体験を始め、ほかにもいろいろなところで収穫体験に参加させていただきました。私自身も本当に経験がなかったんですけども、実際にダイコン、ニンジン、ジャガイモ、ハクサイなどを収穫し、本当に楽しい時間を過ごさせていただきました。もちろん好奇心旺盛な子どもたちも収穫すること自体が初めての子どもさんがほとんどで、どの子も本当にうれしそうな表情をしていたのが今でも強く印象に残っています。

ある子どもは本当に土とたわむれ、泥だらけになって畑を走り回って、ある子どもは本当に親御さんと会話を交わしながら協力して収穫するなど、本当にいろんな場面を見せていただき、農作業は子どもたちの情操を育む場としてとても大切な機会であると改めて私も思わされました。そういう意味でも、いろんな世代の人々に農業体験塾に入塾していただきたいと思いますので、今後とも市民の方への周知をお願いいたします。

また、今、1つお伺いいたしますけども、農業体験塾において、基本的には就農という目的だと思うんですが、この就農された方、どれぐらいいらっしゃるかと把握されていますでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

市民環境部次長兼産業課長（石田 隆君）

就農につきましては私の知るところでは、ご年配の女性の方が塾を卒業後、お一人なんですけど、畑をお借りして農業をやられているという方は承知しております。収穫した農作物につきましては、春日地区にできた農協の産直施設アグリマルシェ春日に出品されておるといことです。

このほかにも、この方については市の伝統野菜である土田かぼちゃやだいこんきよすの栽培も手がけていただいているところがございます。

また、この方以外にも、過去には数名の方が就農されたということがございますが、中にはやめられた方もいらっしゃるというふうに聞いております。

それ以外では、農業体験塾を卒業した数十名の方々がグループで農地をお借りし、農作物の栽培収穫、それから加工を通じて宮重大根、だいこんきよす等のお漬け物をつくられておるとい方もいらっしゃいます。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

今ご答弁いただきましたけど、そういった人やグループの中に障がい者の方でおみえになったんでしょうか。

議 長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

市民環境部次長兼産業課長（石田 隆君）

障がい者の方はいらっしゃらないと思います。

以上でございます。

議 長（伊藤 嘉起君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

わかりました。

では、次の質問をお願いいたします。

議 長（伊藤 嘉起君）

次に、②の質問に対し、鹿島社会福祉課長、答弁。

社会福祉課長（鹿島 康浩君）

社会福祉課長の鹿島でございます。

②障害者の農業分野における本市の就労訓練の取り組みについてお答えいたします。

障がいのある人の就労相談の窓口となる社会福祉課、障がい者サポートセンター清須、尾張中部障害者就業・生活支援センターでは、これまで農業への就労に関する相談などの実績はありません。

農業への就労などの希望があった場合には、関係機関等とも連携して、就農に向けたサポートをしてまいります。

以上でございます。

議 長（伊藤 嘉起君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

きよす障害者就労継続支援センターの飛鳥なんですけども、この飛鳥では農作物の収穫体験などの農福の取り組みというのは行われているんでしょうか。

議 長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

社会福祉課長（鹿島 康浩君）

飛鳥のほうへ確認したところ、これまで農業体験等は行った実績はないということでした。

以上です。

議 長（伊藤 嘉起君）

大塚議員。

7 番議員（大塚 祥之君）

今、行われていないというご答弁でしたけど、理由として考えられるのは、農業体験の皆さんからの例えばオファーが少なかったりだとか、職員のノウハウがなく対応が困難、いろんな理由が考えられるわけですけども、本市においては農業への就労に関する相談ですね、実績がないということで、全体的なニーズというものは低いのかもしれませんけれども、それでも今後、障がいのある方が農地を借りて農業に従事したいという場合に、具体的にどのような対応とサポートをされるか、こちらにつきましては、農業・農地を担当している産業課の石田課長にお伺いしたいんですが。

議 長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

市民環境部次長兼産業課長（石田 隆君）

産業課長の石田です。

障がいのある方が農地を借りて、実際に農業に従事したいという声がありましたら、まずは社会福祉課とそれから私ども産業課、それから障がい者ご本人を交えてまず話をさせていただいた中で、農作業をすることがどのぐらい可能かということの状況をつかむ必要があるかなというふうに思っておりますので、それをまず確認させていただくということになるかと思えます。

そして、農作業をすることが可能だということでありましたら、農業経験というのがどのぐらいあるのかというのが1つ大きなポイントになるかなというふうに思っておりますので、大概の方は農業をされた経験がないという方が大半だと思いますので、そうした場合には、先ほどもお話が出ておったように、農業体験塾というものがございますので、そこで3年間、知識を学んでいただくのがいいのかなというふうに、ここをお勧めするような形になるのではないかなというふうに思っております。

それで、3年間、農業体験塾で学んでいただければ、ある程度、農業に対する知識というのも身につけていただけると思いますし、それから、農地を借りる要件ということもできるということで、農業にいち早く取り組んでいただける環境が整うものかなというふうに考えております。場合によっては耕作する農地を探すということもございますので、その辺も含めてですね、産業課のほうにご相談いただければというふうに思っております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

大変頼もしいご答弁ありがとうございます。

また、農業を通じて、先ほどリハビリテーション効果も期待できるということでしたけれども、農業体験塾への参加を私はすごく促していただきたいと。例えば、飛鳥だけではなく、飛鳥も含めなんですけど、ほかの事業所にも周知・PRすることが農業における就労訓練の取り組みの一環となるというふうに私、考えますけど、その辺はいかがお考えでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

社会福祉課長（鹿島 康浩君）

社会福祉課長、鹿島でございます。

農業と障がいのある方の相性は非常によいというふうに考えられているところでございます。

また、農業体験塾は清須市が行う事業でもあるため、社会福祉課での窓口等でのチラシの配布ですとか、市内の事業所へ参加を呼びかけるなど、広く周知することは可能だというふうに考えております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

今、可能だということで、ぜひ進めていただきたいということで、障がい者の方が農業に従事したい場合の対応だとかサポートというのはわかりました。

私、もう1つ大切なことは、障がい者の方が農業に目を向けていただくためのきっかけづくり

だと考えます。

本市では小学生や保育園児、親子を対象とした収穫体験を行っております。こうした子どもたちを対象とした収穫体験の機会を多くつくっていただくことで、障がいのある方も子どもたちから農作業に触れるきっかけができ、行く行くは農業に興味を持っていただけることにつながると思います。今後とも子どもたちを対象としました収穫体験の機会の充実に向けて取り組んでいただきますようお願いいたします。

次をお願いします。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、③の質問に対し、鹿島社会福祉課長、答弁。

社会福祉課長（鹿島 康浩君）

社会福祉課長の鹿島でございます。

③農福連携による障害者の地域交流への効果についてお答えいたします。

農業分野と障害分野との相性はよいと考えられており、都道府県等が実施主体となる「農福連携による障害者の就農促進プロジェクト」が展開されているところでございます。そのプロジェクトでの期待される効果としましては、農業側としては障がいのある方への就労機会の提供による農業を通じた社会貢献や耕作放棄地の活用などが、福祉側としましては、自然とのふれあいによる情緒の安定や地域との交流機会の創出などが挙げられております。

農福連携に限らず、障がいのある人の地域との交流機会が増えれば障がいのある人に対する理解が深まり、昨年度策定いたしました「清須市障害者基本計画」の基本理念でもある「障がいのある人もない人も、ともに育み支え合う地域社会の実現」に向けた取り組みをより一層推し進めることができると考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

今ご答弁にありました地域としてのメリットとしまして、地域農業の維持活性化、農地または耕作放棄地の管理、障害福祉事業所とのつながりができることで農作業以外での新たな連携により、地域の特産物の開発、販路の確保につながる可能性があると考えます。また、地域の分断されたコミュニティが障がい者を通じて新しい連携を生み出して、地域の多様な交流機会の創出に

つながるのではないかと考えます。農福連携化でいろんな人々の思いが縦割りをなくしていく力になると考えます。障害者基本計画の基本理念である障がいのある人もない人もともに育み支え合う地域社会の実現に向けて、市民が連携して交流の機会を今まで以上につくっていただきたい。

また、障害者促進プロジェクトにおける工賃向上計画支援事業では、農業分野での障がい者の就労を支援し、障がい者の工賃水準の向上及び農業の担い手の拡大を図るために就労施設へ農業の専門家を派遣し、農業技術にかかわる指導・助言も受けることができます。本市でも工賃向上に向けたこうした取り組みをぜひ推進していただくことを要望させて、次の質問をお願いいたします。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、④の質問に対し、石田市民環境部次長、答弁。

市民環境部次長兼産業課長（石田 隆君）

④についてご答弁申し上げます。

地域型農福商工連携は、農福のみならず商工を含めた地域のさまざまな主体が連携することで、それぞれの強みを生かした地域独自の商品開発につながり、さまざまな主体に仕事や雇用の機会が生まれます。

また、障害者を含めた多様な方々の活躍の創出にも期待が持てますが、主には所得や雇用を増大し、地域活力の向上を図る必要性が高い農山漁村地域において多く取り組まれているものと理解しております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

都市部に隣接する本市の農業事情としましては、兼業農家が非常に少ない上、人を雇ってまで農業をされる農家の方は余りみえないかもしれません。しかし、都市部に近いということで大きな市場ということで、やり方次第では農家の所得の増加にもつながるのではないかと思います。

また、特に、本市には伝統野菜である宮重大根等もあり、その一部は市場でも流通しています。この宮重大根のブランド化を進めて幅広く販売することができれば農家の方の所得も上がり、加工品としても利用すれば地元の商工の振興にもつながると思いますけど、そのあたりというのはどういうふうに捉えられていますでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

市民環境部次長兼産業課長（石田 隆君）

清須市は都市部に隣接しており、大きな市場がありますが、市内農地面積だけで見ると他市町に比べましてさほど大きくもなく、生産量も多いとは言えないというふうに思っております。しかし、本市の強みとしまして、ただいまご発言があったように伝統野菜というブランドがあり、市場においても大きなニーズがあるものと捉えております。実際に商談会でも多くの引き合いがありまして、これは宮重大根のことですが、一部の地元のスーパーでも販売しておりますし、地元以外の手スーパーでも大根として、また加工品としても販売している実績がございます。

宮重大根というブランドを生かし、地元だけではなく多くの消費者に届けることができれば、農業や商工の振興等地域活力の向上につながる可能性はあると思っておりますが、しかしながら、一方で課題として生産量が圧倒的に少ないという点と需要に対して供給が追いついていない現状、また流通の仕組み、それから宮重大根純種子保存会という地元のご理解・ご協力が必要不可欠になってくると思いますので、このあたりの課題を整理していくのが大きなポイントかなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

今さまざまな課題ということでご答弁いただきましたけれども、宮重大根をうまく活用することで、農業あるいは商業の振興に私、大きく寄与するものと思います。

また、障害者就農促進プロジェクト支援事業で先ほど工賃向上支援事業、または社会福祉施設等整備費補助金などがあり、農業を活用した障害者福祉サービスを提供する場合に受けることができます。

また、企業が障害者の雇用を促進する目的でつくる特定子会社制度があります。設置数というものは年々増加を続けておりまして、障がい者の特性に応じた作業は可能で、農業分野での進出が期待されています。ぜひ、本市でも特定子会社の設立により雇用の機会の拡大が図られ、障がい者に配慮される職場環境の中で個々の能力を発揮する機会が確保されるという意味でも、企業・障がい者にとって期待ができる制度であると私は考えますので、本市でも企業等に商工会を

通じて、ぜひ、この制度を促していただきまして雇用の創出ができますようお願いをいたします。

次、お願いします。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、⑤の質問に対し、石田市民環境部次長、答弁。

市民環境部次長兼産業課長（石田 隆君）

⑤についてご答弁申し上げます。

農福連携の取り組みに関心のある農家や福祉施設のニーズについてつかんでおりませんが、都市部に隣接する本市においては、実情としてそのニーズは低いものと捉えております。

また、国策においても厚生労働省や農林水産省より農福連携におけるさまざまな支援制度のメニューがあることから、新制度をつくる考えはございません。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

私もいろいろと調べましたけれども、国においてはさまざまな支援が行われております。農福連携による財政的支援では、障がい者を雇用した事業主への助成を始め、障がい者を雇い入れに必要な施設・整備等に要する助成もあります。また、障がい者の就労支援においても、ハローワークを中心に障がいの対応や適正、希望職種等に応じたきめ細かな職業相談、職業紹介、職場適応指導が行われています。

今回、農福連携についていろいろとお伺いいたしましたけれども、農業は単に本当に農産物を生産するだけのものではなく、障がい者におけるリハビリテーションの効果があったり、高齢者の生きがいの場となったり、障がい者等の就労訓練や雇用の受け皿となったり、一方では、労働力不足といった問題への解決の糸口になることも期待されています。本市としてのニーズは今のところまだまだ低いですが、今後増えてくるとされるこのニーズに対して各課が連携を取り組んでいってもらいまして、また、本市独自の新しい支援制度の確立のために、このことを含めて調査研究していただくことを最後に要望いたしまして、次の質問に行かさせていただきます。

議長（伊藤 嘉起君）

最後に、大きく2点目の質問に対し、石黒スポーツ課長、答弁。

スポーツ課長（石黒 直人君）

スポーツ課、石黒です。よろしくお願いいたします。

2について答弁いたします。

東京2020オリンピック・パラリンピック開催により、さまざまなスポーツ競技が注目されることが予想されます。新たに採用された競技については、特に若年層に人気がある傾向が見られ、大会後に競技人口も増加すると思われるため、今後の市民のスポーツに対するニーズの把握に努める必要があると考えております。

ストリート系のスポーツ施設・設備の整備については、他市の取り組み状況を把握するとともに、騒音対策などさまざまな課題があることから慎重に研究してまいります。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

今、本市における都市型スポーツの愛好者などの人数だとかの把握というのはできていますでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

スポーツ課長（石黒 直人君）

愛好者については正式には把握しておりません。ただし、隣接する地域でスケートができるような民間施設が少数ではありますが、あると思っております。そのため潜在的な愛好者はいるかと思っております。

また、一部の方がJRの枇杷島駅周辺やゆめのもりこどもえんなどの公共の場所で行っている人がおり、騒音等の苦情が寄せられているという状況であります。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

スポーツライミングについてはいかがでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

スポーツ課長（石黒 直人君）

スポーツライミングにつきましては、現時点では施設を整備する考えはありません。しかし、アルコ清洲、カルチバ新川などの指定管理者に対して、利用者の安全性を十分確保するということを考慮する中で、自主事業の一環として施設整備について研究することを促していきたいと思っております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

今、愛知県で建設中の水場川の調整池についてなんですけども、構造規模、事業の進捗状況等、わかる範囲で、もしここでお答えできるのであれば、加藤部長、わかる範囲でいいんで、お願いいたします。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

建設部長（加藤 三章君）

建設部長、加藤でございます。

水場川調整池、これは県のほうでは水場川遊水池という名称になっております。遊水池の位置につきましては、清須市春日鳥出地内、白鳥橋下流の右岸側に計画されております。

また、遊水池の池底の広さは約8千900平米、満水時における池の水深は約1.8メートル、貯留量は約1万7千立方メートルで、洪水調整量は毎秒4立方メートルとなっております。

なお、遊水池の構造につきましては、今後の地質調査や詳細設計で検討されることになっております。

また、事業の進捗状況でございますが、現在、1級河川水場川の河川改修事業につきましては、河道拡幅や遊水池の整備に支障となる用地買収を進めておるところでございます。

また、今年度は農業用水路の付け替え工事や清須市内におけます最下流部の護岸工事に着手し、事業の早期完了に努めております。

事業計画のスケジュールにつきましては、今後も引き続き用地買収を進めるとともに、水路の付け替え工事や下流からの順次護岸工事を進めることになっております。

なお、来年度は愛知県及び北名古屋市と連携いたしまして、白弓橋の架け替え工事に着手する予定となっております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

ありがとうございます。

1点だけ、遊水池の上部利用の計画の有無だけ、わかれば教えてください。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

建設部長（加藤 三章君）

遊水池整備後の底地利用につきましては、愛知県に対し、グラウンドや駐車場として利活用したい旨を伝えてございますが、遊水池の地盤が軟弱で、地下水位も高いことが想定されておりますので、今後、地質調査や詳細設計に基づき、底地利用の可否を含めて利用方法を調整しております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

ありがとうございます。

今、加藤部長からのご答弁がありました遊水池の利用も可能だというふうに私は受けとっております。

また、新しいスポーツに対する本市でも選手の人材発掘やオリンピック・パラリンピック後のアジア大会も見据え、将来の若年層の子どもたちに競技を体験してもらい、スポーツ人口を増やすことで本市も新しい都市型スポーツのイベント等も積極的に開催し、公園のオープンスペース、高架下、調整池の上部利用など、スポーツ施設の建設を前向きに調査・研究・導入していただくことを要望いたして終わります。

ありがとうございました。

議長（伊藤 嘉起君）

以上で、大塚議員の質問を終わります。

次に、高橋議員の質問を受けます。

高橋議員。

< 14番議員（高橋 哲生君）登壇 >

14番議員（高橋 哲生君）

議席番号14番、新世代、高橋哲生でございます。

議長のお許しを得ましたので、私からは、大きく3点、通告に従い質問をさせていただきます。

まず、第1点目です。たばこのポイ捨て禁止条例等についてであります。

昨年5月より新世代で、週1回、市内清掃活動をしております。今まで約40か所実施をしてまいりましたが、ペットボトル、空き缶などなど数あるごみの中でもどんな場所でも一番多いのがたばこのポイ捨てであります。

昨今、マイクロプラスチックによる海洋汚染が深刻な問題となっておりますが、たばこのごみでも最後に残るのはフィルターです。これはセルロールアセテートという合成ポリマーだそうで、すなわちプラスチックであります。

海岸漂着ごみの個数調査では、一番多かったのがたばこの吸い殻であったというデータもあります。3つの河川を誇る本市としては決してこの現状を看過できません。言うまでもなく喫煙者がポイ捨てしないというのは最低限のモラルです。善良な愛煙家ならなおさら好んで吸ったたばこを路上に捨てるというマナー違反は許せないと思います。このような当たり前のことは個々人のモラルやマナーに委ねられるべきものでありますが、それがいつまでも守られていない悲しい状況においては厳しいルールを課すほかありません。

そこでお尋ねしますが、①罰則付きのたばこのポイ捨て禁止条例を策定することについて、どんなお考えをお持ちでしょうか。

②駅前など、多数の人が集まる場所や通学路や幼稚園、保育園、医療機関の周辺を路上喫煙禁止地区に指定することについてのお考えはいかがでしょうか。

③改正健康増進法が2020年4月1日全面施行に向け段階的に一部施行されております。2019年7月1日には第一種施設の敷地内禁煙となりますが、それも踏まえて公共施設内での禁煙対策はどうしていかれますか。

大きく2番です。

鉄道・道路・橋梁等の高架下空間の利活用についてであります。

①現状の利活用の状況はどうなっていますか。

②今後に控えた桃栄跨線橋架け替え、そして、名古屋本線新清洲駅周辺付近鉄道高架事業や都市計画道路伏見町線名鉄跨線橋の架け替えに伴う高架下空間の利活用についてどんな考えを持っていますか。

大きく3番目です。

新しい御世を迎えるに当たって。

今議会が平成最後の定例議会となります。今上陛下におかれましては、先日2月24日に政府主催の御座位30年記念式典が執り行われましたことを心よりお祝いを申し上げます。

いよいよ激動の平成の時代は終わり、5月1日には新しい天皇陛下がご即位され、新しい御世に変わります。私は、新しい日本の幕あけに当たり希望に胸を膨らまし、新天皇陛下のご即位を心からお祝いしたいと考えるものであります。

そこでお尋ねいたします。

①永田市長は新しい御世を迎えるに当たり、改めてどんな決意で清須市政に臨まれるお考えでしょうか。

②また、新天皇即位＝改元という節目の年を自治体として、どのようにお祝いされるお考えでしょうか。

以上、大きく3点、明確な答弁をよろしくお願いいたします。

議長（伊藤 嘉起君）

最初に、1の①の質問に対し、島津生活環境課長、答弁。

生活環境課長（島津 行康君）

生活環境課長の島津でございます。

①番について答弁させていただきます。

清須市では、現在、廃棄物の減量及び適正化処理に関する条例において、市内全域をごみ捨て禁止区域としております。

また、空缶等ごみの散乱防止に関する条例においても、市内全域をたばこの吸い殻等のごみ散乱防止区域に指定しています。

しかし、いずれの条例も罰則規定は設けておりません。

近隣自治体には、罰則規定を適用し、巡回する市職員が指導に回り過料を課す市、罰則規定を適用せず、あくまで口頭注意にとどめボランティアが吸い殻を回収している市、喫煙禁止区域を

設置し指定喫煙所を数か所整備している市等の例がございますが、喫煙者を一方的に排除するのではなく、マナーやモラルを向上させることも必要と考えます。近隣自治体の情報を集めるとともに、広報、ホームページ等を活用してマナー、モラルの向上・啓発に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

高橋議員。

14番議員（高橋 哲生君）

ありがとうございます。

ただいま清須市にはごみ関連の既存の条例は2つあるということを紹介いただきました。しかし、罰則規定はないということだと思っておりますが、その上で先進地域の情報を集め、広報・HPの活用により、マナー、モラルの向上・啓発に努めるという答弁だったと思っておりますが、この質問をする上で私も調べましたけど、さらに上位法であります廃棄物の処理及び清掃に関する法律もありまして、その中ではごみの不法投棄は5年以下の懲役、または1千万円以下の罰金となっております。こういったことも条例も含めて啓発していただけたらいいかなと思っておりますけど、しかしながら、それでもたばこのポイ捨てはなかなかなくなるというような状況であります。さきに申し上げましたけど、本当に我々、実体験として、たばこのごみは本当に多いということを感じておりますけど、まず、当局のほうですね、たばこのポイ捨てが多いという現状についてはどこまでご認識をされていますでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

生活環境課長（島津 行康君）

清須市内では幹線道路沿いに捨てられているケースが多いというように認識しております。生活道路については少ないのではないかと考えております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

高橋議員。

14番議員（高橋 哲生君）

今おっしゃられましたように、確かに幹線道路に多いのは我々も実感しています。ドライバー

によるポイ捨てが多くあるのかなとも思います。特に信号待ちがあるようなところですね、そういうところにはすごくたまっていることが多いですし、草むらとか、そういうところには多いです。

生活道路は少ないというお答えだったんですけど、実際たばこの吸い殻というのはほかのごみに比べても小さいということで、なかなか目立たないのかもしれませんが、ごみ拾いをやっている中で、ほかのごみと比べても相対的に多いと、そういう実感はしております。

生活道路というか、そういった空間の中でも特に空家や空地の前などにはたばこのポイ捨てが大変目立ちます。喫煙者のマナーやモラルに委ねたいところではありますが、それだけでは不十分ではないかなといった状況の中で、罰則を設ける必要があると考えますが、罰則を設けた場合の抑制効果、そういったものをどのようにお考えでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

生活環境課長（島津 行康君）

今年度から資源持ち去り行為に関して罰則を設けました。以前に比べ抑止効果はあったと思っております。

また、名古屋駅に行けば喫煙禁止で過料2千円と書いてある看板ですとか路面表示があり、それだけで効果があるのではないかと感じております。

しかし、罰則制定に至るまでにはマナー、モラルの向上に向けて、まだ清須市としてできることは本当はないのか、こちらを調べてみたいと思っております。罰則を設けるのは最終手段と考えます。罰則を設け、過料をどんどん徴収すればよいのか、設けただけで過料を徴収しないのか、こういった点も含めて研究していきたいというように考えております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

高橋議員。

14番議員（高橋 哲生君）

罰則を設けるということはなかなか簡単にはいかないことと思います。

次の質問にも関連するんですが、路上喫煙禁止区域を設置し、そこで喫煙、ポイ捨てに関して2千円程度の罰金を課していくのが一般的な他の事例でも多くあるパターンだと思っておりますけど、それ以外でもさまざまな支障がありまして、罰則なしでポイ捨ての禁止や歩きたばこを禁

止するという手法もあります。多様で、特に関東方面がすごくオリンピックの関係でしょうか、すごく進んでいる状態が当然ご存じだと思いますけど、あるんですけど、そういった事例があります。今、いろいろと質問させていただいたんですけど、改めて、そういったことも鑑みてポイ捨て禁止条例を策定することについてのお考えをもう一度お聞かせいただきたいと思います。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

生活環境課長（島津 行康君）

現在、清須市にあります2本の条例、これを否定するのではなく、また矛盾しないよう、たばこのポイ捨てに効果がある手法を検討していきたいというように考えております。

具体的には、広報、ホームページ等を始め、その他駅の啓発看板、通勤・通学者の拠点となる会社・学校を訪問しての啓発等が考えられます。

また、空き缶等ごみの散乱防止に関する条例では、6月1日をごみ散乱防止市民行動の日というように定めております。この日をめどにポイ捨て防止啓発活動ができないか検討してまいりたいというように考えております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

高橋議員。

14番議員（高橋 哲生君）

次へ行ってください。

議長（伊藤 嘉起君）

最初に、②の質問に対し、島津生活環境課長、答弁。

生活環境課長（島津 行康君）

②に対して答弁させていただきます。

駅前等の多数の人が集まる場所や通学路や幼稚園、保育園や医療機関の周辺を路上喫煙禁止区域にすることについてのご質問ですが、区画整理事業等が進行中である清須市の現状と先行して行っている近隣市の状況を照らし合わせ、路上喫煙禁止区域のあり方について研究してまいります。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

高橋議員。

14番議員（高橋 哲生君）

質問上でも例を挙げておりますけど、禁止区域のエリア設定はどんな場所がふさわしいとお考えでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

生活環境課長（島津 行康君）

不特定多数の人が多く集まる場所、近隣では名古屋市、一宮市、稲沢市、小牧市が駅前を路上喫煙禁止区域に指定しております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

高橋議員。

14番議員（高橋 哲生君）

駅前だということを、今、言われたんですけど、設定に当たってクリアしていかなければならない課題はどうお考えでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

生活環境課長（島津 行康君）

一番の課題は、地元が望むのかどうなのかという問題であると考えます。

また、市内にある10の駅のうち8つの駅では私有地に灰皿が置いてあり、そこには規制が及ばず、灰皿の撤去はできません。協力をお願いするのみとなります。

あるいは、ある市のように駅前に灰皿を設置し、ここで吸ってくださいというような形で誘導するのか、これらが検討課題というように考えております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

高橋議員。

14番議員（高橋 哲生君）

今回、研究だとか検討ということが前向きなのかどうなのか、いろいろ言っていただきましたけど、健康増進法の改正などが今の世の中の流れでありまして、また来年オリンピックがある中、

素早い対応を時代が求めていると思います。いつまで、どのように検討していかれるのかお答えください。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

生活環境課長（島津 行康君）

さきの課題をクリアできるかどうか、近隣の4つの市が一様に同じ手法でないのも、それぞれの実情と考え方の違いがあるというように考えております。電話して聞くのではなく、直接会って、できればパトロール等も行っている団体では見学させていただき、肌で感じたいというように考えております。

来年にはオリンピックが開催されます。ことしの7月には改正健康増進法が施行され、それに合わせて国から対応マニュアル、ガイドラインが示される予定です。世論も高まってくることが予測されます。こうした状況を踏まえ、並行して検討してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

高橋議員。

14番議員（高橋 哲生君）

喫煙は趣味・嗜好も絡み、喫煙する人の思想、喫煙しない人の思想が対立する政治的な問題だと思います。一部局で判断できる問題だとは思えません。全庁的な協議と高いレベルでの政治判断が必要と考えますので、しっかりと全庁的に協議していただくことを要望して、次の質問に行ってください。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、③の質問に対し、佐古健康推進課長、答弁。

健康推進課長（佐古 智代君）

健康推進課長の佐古でございます。

③公共施設内での禁煙対策について答弁いたします。

先日の飛永議員の質問での答弁と重複しますが、ご了承ください。

今回の健康増進法の改正では、国及び地方公共団体の責務として、望まない受動喫煙を生じないように、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するとともに、施設の管理権原者等と相互に連携を図りながら、協力するよう努める必要があります。

改正健康増進法の施行に伴い、行政機関の庁舎は、原則、敷地内禁煙となります。

7月1日施行に向け、公共施設を管理する部署等と情報共有を図り、適切な措置がとられるよう進めてまいります。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

高橋議員。

14番議員（高橋 哲生君）

行政機関の庁舎は、原則、敷地内禁煙。個々の施設の管理部署と情報共有を図り対処していくという答弁だったんですけど、本庁舎の場合はどういうふうになるのでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

財政課長（岩田 喜一君）

財政課長、岩田でございます。

本庁舎につきましても、先ほど健康推進課長がご答弁申しましたが、健康増進法に違反することがないようにすることが必要になります。

まだ、具体的な省令ですとかガイドラインが示されていませんので、そのあたりをしっかりと確認し、喫煙場所を設置するのであれば、それに準じて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

高橋議員。

14番議員（高橋 哲生君）

設置するとか設置しないとか、まだそこまでの判断に行っていないということでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

財政課長（岩田 喜一君）

7月1日以降のことについてはしっかりと確認して検討していきたいと考えております。

議長（伊藤 嘉起君）

高橋議員。

14番議員（高橋 哲生君）

1つ指摘はさせていただきますけど、庁舎の現状のあり方調査、南館の地下に喫煙スペースがあるんですけど、そこなんですけど、煙が漏れています。地下駐車場の階段を上がってくるときとかエレベータに乗る際、におうということをわかっていると思うんですけど、あそこは庁舎の入り口で玄関になるところなので、そこで受動喫煙するということはまずいと思います。

今現在も確定申告をやっています、3階のほうでやっていますね。住民さんからも指摘をいただいておりますので、あれは大変みっともないことだと思いますので、改正法を持ち出すまでもなく、期日を待たずして早急に何とかしていただきたいと思いますが、どうでしょう。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

財政課長（岩田 喜一君）

今すぐに喫煙スペースを廃止するということは今は考えておりませんが、7月1日という日にちは決められておりますので、受動喫煙を防止するために必要な措置を必ずとりたいと思っております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

高橋議員。

14番議員（高橋 哲生君）

7月1日。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

財政課長（岩田 喜一君）

日付は7月1日です。

議長（伊藤 嘉起君）

高橋議員。

14番議員（高橋 哲生君）

すぐ答えられないということなんですけど、ぜひ早急に考えていただきたいと思います。

その他のことで喫煙について公共施設の関係で私が気づいていることを指摘だけにとどめさせていただきますけど、例えば、はるひ夢の森公園ですね、入り口のところのベンチに灰皿があります。あそこは公園の入り口でもありますし、子どもがたくさん遊んでいる場所なので、たばこ

の煙があるというのはふさわしいと思いません。そして、もう1つはカルチバ新川の北側のスポーツクラブの出入り口前に大きな灰皿があります。これも健康を推進する施設の入り口から煙があるというのはおかしいんじゃないかなと思いますし、みっともないと思いますので、それぞれの施設管理をしている部署に適切な情報提供をしていただいて、それらが清須市の喫煙の考え方ということに整合性がとれるように集約・コントロールをしていただくことを要望して、この質問を終わります。

次、お願いします。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、2の①の質問に対し、長谷川都市計画課長、答弁。

都市計画課長（長谷川 久高君）

都市計画課長、長谷川です。よろしくお願ひいたします。

2の①高架下の現在の利活用の状況についてお答えさせていただきます。

現在、国道22号及び名古屋高速6号清須線高架下では、西枇杷島町小田井地区などにおいて、公共施設の駐車場、資材保管用の倉庫、リサイクルセンターとして活用しております。

また、国道302号線高架下では、朝日五条地区において、地元のラジオ体操や盆踊りの際に利用されております。

県道伏見町線の名鉄西枇杷島駅付近、助七西田中線の名鉄須ヶ口駅付近においては、駐輪場として活用しております。

なお、城北線や東海道新幹線高架下では、民間の貸し駐車場などとして活用されております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

高橋議員。

14番議員（高橋 哲生君）

現状それぞれが管理主体が異なる上、活用に至った経緯もさまざまだと思いますけど、その活用に至った経緯、そして手法などどうだったのかということをご紹介をお願いします。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

都市計画課長（長谷川 久高君）

高架下の利用につきましては、道路整備時などに道路管理者と協議を行い、道路占用の許可を

得ております。

最近の例では、名古屋高速の工事の際に旧西枇杷島町においてリサイクルセンターの整備について協議をし、占用許可を得ております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

高橋議員。

14番議員（高橋 哲生君）

高橋です。

道路占用許可の基準に基づけば、どんな用途でも利用できるのでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

都市計画課長（長谷川 久高君）

高架下の利用には特別な基準がございます。まずは、道路管理上及び土地利用計画上、十分検討し、ほかに余地がなく、やむを得ないこと、公共的ないしは公益的な利用を優先させること、道路管理者と同等の管理能力を有するものに一括して占用させることです。

また、占用できる施設は次のものに限られております。

①駐車場、公園緑地等都市内の交通事情、土地利用から必要と認められるもの。

②警察、消防、水防等のための公共的施設

③倉庫、事務所、店舗、その他これらに類するものとなっております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

高橋議員。

14番議員（高橋 哲生君）

直接、民間事業者が契約してお借りすることは可能なのでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

都市計画課長（長谷川 久高君）

先ほどの答弁でも申し上げましたが、道路管理者と同等の管理能力があり、高架下以外に用地が確保できない場合に限り、占用基準を満たせば可能であると考えております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

高橋議員。

14番議員（高橋 哲生君）

鉄道の高架下はどうなんでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

都市計画課長（長谷川 久高君）

鉄道高架下につきましては、営利目的で活用する場合もございますので、鉄道事業者の判断によるかと思えます。

なお、城北線におきましては高架下の空き地利用を一般公募しておることを承知しております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

高橋議員。

14番議員（高橋 哲生君）

ほかにも活用可能な空間があると思うんですけど、利活用のための方針というのはどうなっていますか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

都市計画課長（長谷川 久高君）

施設をつくる必要があって、高架下以外に余地がない場合は、当該部局においてその土地の管理者と協議することになるかと思えます。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

高橋議員。

14番議員（高橋 哲生君）

該部局が個々でやっていくということなんですけど、今回質問させていただいた趣旨では活用可能な高架下の空間がたくさん清須市にはあると思いますので、積極的に活用の検討を進めていただきたいということなんですけど、今回いろいろ都市計画さんのほうで調べていただきました

けど、他の部局にも活用手法など積極的に情報や技術を提供いただいて、連携の中で利活用を促していただくことを要望します。

次、移ってください。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、②の質問に対し、長谷川都市計画課長、答弁。

都市計画課長（長谷川 久高君）

桃栄跨線橋の高架下利用につきましては愛知県の許可が必要ですので、現在、防災行政課において防災資材等の保管場所として調整中でございます。

また、新清洲駅周辺付近鉄道高架事業及び伏見町線事業での高架下利用については、完成までにまだ時間を要するため、今のところ未定となっております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

高橋議員。

14番議員（高橋 哲生君）

桃栄跨線橋は現在進行形で、防災資機材の保管場所として県と調整中ということなので、ぜひ進めていただければ結構だと思いますが、それ以外の新清洲の鉄道高架、そして伏見町線はまだ未定だという答弁なんですけど、伏見町線に関しましては、再来年から工事が着工だというふう聞いておりますし、2028年完成予定で、そんなに時間はないと思うんですが、こちらのところですね、西枇杷島駅前の本当に目の前の空間になりますので、それにふさわしい有効な活用を早急に協議・検討を始めるべきだと考えますが、愛知県との協議はどのようになっているでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

都市計画課長（長谷川 久高君）

現在、県が設計を進めているところでありまして、現時点では高架下の通過道路の位置などもまだ確定していない状況でございます。今後、協議を進めていきたいと考えております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

高橋議員。

14番議員（高橋 哲生君）

長谷川課長もよくご存じだと思うんですけど、名鉄、跨線橋化は現在でも駅前の駐輪場としての機能もありますし、かつては商店も入っていたと思います。西枇杷島駅前の貴重な空間だと思いますので、また、さらに地元からも有効活用をぜひしてほしいという声も聞いておりますので、今後、生活道路のこの事業に当たって付け替え等もあると思いますが、そういったことと並行しながら、歩行者の導線も配慮して、将来の禍根を残さないような駅前のまちづくりとしての観点としても、ぜひ積極的な活用をご検討いただきますように要望いたします。

では、次へお願いします。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、3の①の質問に対し、永田市長、答弁。

市長（永田 純夫君）

31年前の平成の始まりは昭和天皇が崩御されたということで、多くの国民が哀しみの中から新しい時代が始まったと思いますけども、このたびは譲位に皇位継承ということで、恐らく多くの国民が祝福の中で新しい時代を迎えることになると思います。

ご質問は、そのような新しい時代を迎えるに当たって、どんな決意で清須市政に望むのかということでございますけども、これは施政方針で申し上げたとおりでございます。新しい時代の幕あけの年を迎えまして、将来を見据えた取り組みに力を入れるということ、そして、市民の皆さんの生活を豊かにしていくということで、成長をとめることなく力強い清須の実現に向けて邁進をしていきたいというふうに考えております。

そして、この思いは職員と共通した認識ということで、一丸となってこれからの市政に取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（伊藤 嘉起君）

高橋議員。

14番議員（高橋 哲生君）

ありがとうございます。

永田市長におかれましては新時代の節目のリーダーとしてご活躍いただけることをお祈り申し上げます。

次、行ってください。

議長（伊藤 嘉起君）

最後に、②の質問に対し、舟橋人事秘書課長、答弁。

人事秘書課長（舟橋 監司君）

人事秘書課長の舟橋でございます。よろしくお願いをいたします。

それでは、②の質問についてお答えいたします。

現在のところ、市として慶祝事業を何か行うことは考えておりませんが、先日の2月24日の天皇陛下御在位三十年記念式典におきましては、国や県より、祝意を表するため、式典当日に公共施設等における国旗の掲揚や記帳所の設置を行うよう協力を要望する通知がございました。市ではこれに基づき検討し、国旗の掲揚、記帳所の設置を実施したところでございます。

このように、今後、慶祝事業について国や県から通知がありました場合には検討いたします。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

高橋議員。

14番議員（高橋 哲生君）

即位の年に当たっては今のところは慶祝事業の考えはないけども、国や県から通知があれば検討するという答弁だったと思いますけど、その中で先日2月24日の今上陛下の御座位30年のことを例に挙げられましたけども、国旗を掲揚したことと記帳所を22・23日に設置したということだったと思います。しかし、これも事前に我々にも案内もなかったなということで、残念だったなと思っています。

2月18日は全協があったんですけど、そこでもなかった。聞いてみたら、愛知県から急遽連絡があって、ばたばたと対応したということで、アナウンスにしても、一般市民の皆さんに対してもHPに直前あったということで、記帳者も少なかったということで、形式的だったなというのは残念だなと思っています。

今後、新しい即位に関しては、5月1日の即位の日、そして10月22日に即位礼正殿の儀、祝賀御列といますか、祝賀パレードが即位後、さまざまな行事があって、2019年は国を挙げて新天皇のご即位と新しい元号がスタートしたことへのお祝いムードがいっぱいになるということは容易に予想ができると思います。国民・市民のお祝いしたいというお気持ち、そういった受け皿づくりのために、また市民を代表する立場として何らか自治体として祝意をあらわすのがあっていいのではないかなと私は思いますので、やり方はいろいろあると思いますので、例えば、清洲城の無料開放や尾張西枇杷島まつりの花火だとか、信長まつりというところで火縄銃をいつ

も撃たれると思うんですけど、そういったところで礼砲というのがあるそうなんです。そういうものを撃つだとか、いろいろと清須市ならでは清須発の祝意のあらわし方というのはあると思いますので、ぜひこの点、創意工夫を凝らしていただいて対処していただけることを要望しまして、私の質問を終わります。

議長（伊藤 嘉起君）

以上で、高橋議員の質問を終わります。

以上で、2日間にわたる一般質問の議事日程は全て終了いたしました。

なお、次回の本会議は、明後日3月6日午前9時30分から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

早朝よりご苦労さまでした。

（ 時に午後 2時45分 散会 ）